

清代における「賤」の観念

——冒捐冒考問題を中心に——

岸 本 美 緒

はじめに

本稿は、清代中期以降の「冒捐冒考問題」、即ち、本来捐納・応試（貨幣や穀物を官に納めて官職や科挙資格を得ること、及び科挙資格を得るための試験に應ずること。以下、まとめて「捐考」と称する）の資格のない者が規定に反して捐考を行うことから生ずる社会問題に焦点を当て、当時の人々の身分観——というよりむしろ、必ずしも明示的に論じられない暗黙の前提として共有されている身分感覚——の一端を探ろうとするものである。「冒捐冒考」のなかには、戸籍を偽って受験したり服喪中に受験することも含まれるが、ここでは賤民の捐考に関わる当時の論議を検討し、そこに浮かび上がる「賤」の観念を中心に考察を進めてみたい。中国古代史研究において良賤制の問題が盛んに論じられてきたことと比較すると、明清時代について「賤民」問題を論じた研究は、経君健やハンソンの著作を⁽¹⁾除くと、必ずしも多くはない。しかし、清代、とくにその中期以降は、良賤問題に対する人々の社会的関心が極めて

清代における「賤」の観念

鋭敏になり、煩瑣とも見える議論が繰り返された時期であった。

従来の中身身分制度研究は、主に「官—民」「士—庶」等支配層と庶民の関係、「主—僕」等個別的な隷属関係、民の間に設けられた「良—賤」の階層的差別、という二領域をめぐって行われてきたが、冒捐冒考問題は、単に「良—賤」の問題に関わるのみならず、いかなる者が官途に進む資格があるかという点で「官—民」問題とも関連し、同時に、「主—僕」ないしそれに類する隷属関係に対する当時の人々の社会感覚と密接に結合している。かつて西嶋定生が「良賤制とは全人民を良民と賤民とに区別する身分制度であり、しかもその区別を規定するのが律もしくは令によって示される国家権力であるからには（中略）、この身分制度は主人とその隷属者というごとき私的な関係に止まるものではありえないのである」と述べ、良賤制を「私法」的枠組を超えた国家論のなかに位置づけようとして以来、この三十数年の中国身分制度研究は、民間の階級構造の単なる反映論に止まらぬ国家理念の問題を焦点として、新たな展開を示してきた。しかし「主—僕」関係と「良—賤」関係との異質性が強調された結果、この両者を積極的に結び付けようとする努力は、やや退潮しているように思われる。本稿では、冒捐冒考問題を通じ、中国身分制研究の三つの主要課題である「官—民」「主—僕」「良—賤」の諸関係を関連づけて考察する糸口を探ってみたい。

それは同時に、堀敏一⁽¹⁾のいう「支配のための秩序の視角」と「民間あるいは在地の側からの視角」⁽²⁾をいかに結び付けるかという課題でもある。本稿では、賤民の子孫と目される者の捐考をめぐる童生・生員層の告発や試験ポイントなどの形で発生する地方社会の紛争と、それに対応して制定される法、という社会と法との双方を視野に入れることにより、この両者を接合すべく試みたい。

本稿で着目する「身分感覚」とは、茫漠とした言葉であり、また当時の人々が細部に至るまで同じ身分感覚を共有

しているという保証もない。実際、後述するように、身分に関する官僚・知識人の意見には大きなずれやゆれがある。しかし、何が「賤」で何が「良」か、という基本的な感覚は共有されており、だからこそ、民間の動態と政府の政策意図との間の「対話」としての法制定・改変が行われ得るのだといえるだろう。在地の動態と法制度の動向とを、共有された言説的場のなかでの対話として捉えることは可能だろうか。そして同時に、「官―民」「主―僕」「良―賤」といった身分制度の諸側面を、その根においてつなぎ合わせている共通の感覚を探ってみることは可能だろうか。本稿は、そうした問題に接近するための一つの初歩的な試みである。

一 清代中期の冒捐冒考紛争

清代中期以降、捐考資格をめぐる議論が活発化し、次節の表²に見られるように様々な規定が作られてくるが、こうした規定の制定のきっかけとなるのは多くの場合、個々の職種における捐考資格の有無に関して礼部など中央官庁の判断を仰ぐ地方官の照会であった。その背景には、賤民と目される人々に対する「冒捐冒考」の非難とそれに対する反論が、往々にして多くの人々を巻き込む紛争事件の火種となる、当時の社会風潮があった。

例えば、湖南邵陽県の納税督促に関わる差役である「糧差」の子孫の捐考資格に関する湖南学政の照会（乾隆五十七・一七九二年⁴）に

州県官はその衙役を庇い、また糧差の子孫の受験禁止を定める専門の条項がないため、彼ら（糧差）はしばしば口実をつけて受験を申請する。その結果、生員たちが紛々として告発を行い、訴訟事件が絶えないが、それも

清代における「賤」の観念

つまりは、明文の規定が出されていないために、それぞれが自分の説に固執するからである

とあるように、地方における訴訟事件の頻発への危惧が、良賤区分の明確な規定を作る動機となっている。表2に示しておいたように、具体的な係争事件をきっかけに新たな規定が作られる例は少なくない。後述のように、これらの事件における地方官の不適切な処理が革職などの処分を招くこともあったため、「例に明文なければ恐らく告訃の事あらん⁽⁵⁾」ことを恐れる小心な地方官は、紛争の重大化を未然に防ぐべく、想定される様々なケースについて、あらかじめ中央の判断を仰いでおこうとしたわけである。

賤民の捐考をめぐる起った紛争が、中央にまで報告される大きな事件となった事例を、管見の範囲で、表1にまとめてみた。紛争の状況が比較的詳細にわかる若干の例につき、事件の経過を略述すれば、以下の如くである。

事例5 商廝の捐納をめぐる事件（揚州）

嘉慶五（一八〇〇）年に起った事例⁽⁶⁾は、揚州の塩商の使用人であった林松が子に捐納させて理問（布政使司の補助官の一つ）の職を得、かつ封典を請うた際に、近隣の程鵬万らが保証人を頼まれて累が及ぶのを恐れ、甘泉県に報告したことに端を発する。それに対し、林松は、程らが恐喝を目的に誣告したとして、両江総督の費淳に訴えた。また、同じく揚州の塩商の使用人であった黄鑾が自分と子のために捐納しようとした際、周大培という人物が「違例報捐」を理由に彼らを江都県に訴えた。それに対し、黄鑾の次子黄旭が、江寧布政司に反訴した。これらの審理が進まないうちに、揚州城の紳士たちが公議を刊刻し、林松と黄鑾を「商廝（商家の隷属的使用人）冒捐」として非難した。費淳の上奏により、皇帝の諭旨が下ったが、それは「奴僕が身分を偽って捐納することは例ではっきりと禁じら

表1 奏摺に見える冒捐考問題

1	乾隆20(1755)年	月	日	浙江	丐戸の子の捐納	Z-B-W(4-1763)
2	36(1772)	5.	2.	陝西	楽戸の子の捐納	Z-B-W(4-1763)
3	39(1774)	8.		安徽	皂隸の子の捐納	MD-221-143
4	60(1795)	12.	2.	江西	皂役の子(他家を承継)の入学	Z-B-W(5-1462)
5	嘉慶5(1800)	3.	1.	江蘇	商廝の捐納	J-B(2180-11)
6	6(1801)	8.	29.	河南	世僕の子の応試	Z-T(2712-49-5977)
7	7(1802)	4.	16.	山東	皂隸の孫の応試	Z-T(2712-57-7875)
8	7(1802)	10.	13.	直隸	番役子孫の応試	J-B(2174-24)
9	8(1803)	9.	27.	湖南	民壯の子の捐納	J-B(2185-27)
10	8(1803)	11.	6.	湖北	唱戲人の孫の応試	J-B(2185-29)
11	8(1803)	12.	10.	直隸	旗人の放和家人の応試	J-B(2185-36)
12	9(1804)	10.	28.	湖北	長隨の捐納	J-B(2186-13)
13	9(1804)	11.	16.	直隸	快役の子の捐納、応試	J-B(2188-9)
14	10(1805)	2.	16.	安徽	世僕の子の捐納、応試	J-B(2189-17)
15	10(1805)	11.	28.	直隸	旗人の家奴の捐納	J-B(2192-38)
16	11(1806)	12.	13.	山西	快頭の子の応試	Z-B-W(5-2503)
17	12(1807)	10.	13.	安徽	皂役の子孫の捐納	J-B(2207-3)
18	20(1815)	7.	25.	甘肅	長隨の捐納	Z-T(?-?-19405)

・資料の略称は以下の通りである。

Z-B-W: 中国第一歴史檔案館所蔵硃批奏摺、文教類。数字は、マイクロフィルムの巻数と撮影番号を示す。

J-B: 中国第一歴史檔案館所蔵半機處録副奏摺、法律類。数字は3-41に続く文書番号を示す。

Z-T: 台北故宮博物院蔵硃批奏摺(嘉慶朝)。数字は「箱-包-文書番号」を示す。

MD: 張偉仁編『明清檔案』聯経出版公司。数字は「輯-文書番号」を示す。

・日付は、事件の起こった日付ではなく、文書の日付である(文書が複数ある場合は、その最初のものの日付を示す)。

・事例番号7、8、9、11、12、13に関しては、中国第一歴史檔案館編「嘉慶年間皂役及其子孫冒捐考史料」『歴史檔案』1998年1期、において関連史料が紹介されている。

・事例番号3の史料については、伍羅氏のご教示によって知った。

れている。林松・黄鑾が商夥(店員)ならば捐納禁止の対象とはならないが、もし商家の雇工・長隨ならば、捐納を許されないのでみならず、違冒の罪で処罰すべきである」として厳しい審理を命ずるものであった。

江蘇巡撫岳起らは調査に基づき、次のような報告を行った。林松は乾隆三十三年、三十四年(一七六八、六九)ころに、淮安の商人呉是聚ら八家のために塩運司衙門で「引(塩の販売許可証)」を受領して税を納める仕事を代行し、出来高払いで賃金を受け取っていた。塩運司衙門の文書には「商廝林松」との語があり、その「下賤たることは問わずして知るべきである」。黄鑾は、乾隆五十

六年に塩商洪大順のために塩務を代行して「往来奔走し、洪大順とは起居飲食を共にせず、また対等の呼称で呼びあう間柄でもなかった」ので、その地位は商断と同様である、と。以上より林松・黄鑾は双方とも身分を詐称して捐納を行った罪に問われることとなり、林松は「隱匿公私過名以凶選用未除授者、発付近従軍」の例（『大清律例』吏律、職制、举用有過官吏）に照らし、黄鑾は「娼優隸卒朦混捐監、照違制律杖一百」の例（同上戸律、戸役、人戸以籍為定）に照らして処罰されることとなった（実際には恩赦によりいずれも減刑）。

林松や黄鑾の行為が「違冒」と判断された基準は、彼らが「商断」であり、また雇主に對し「起居飲食を共にせず、対等の呼称で呼びあう間柄でなかった（不共起居飲食、亦不爾我相称）」ことにある。ここで引かれている基準は、従来の研究で注目されてきた乾隆五十三（一七八八）年の雇工人の定義に関する条例に一致するものであり、林松・黄鑾は主人との間に「主僕の分」のある雇工人の範疇に入るものと判断されたのである。しかし、雇工人ないしその子の捐考禁止については、管見の範囲で、法律上の明文は見いだせない。第三節に述べるように、雇工人が良なのか賤なのか、ということは清代を通じ曖昧なままに止まっていた。この事件のように、雇工として働いたことのない子までが捐納を許されないということは、嘉慶帝というほど、自明のことではないのである。

事例7 皂隸の孫の応試をめぐる事件（山東省金郷県）

嘉慶六（一八〇一）年に濟寧州金郷県の張敬礼という人物が童試を受験したことから起こったこの事件は、地方官が紳士に對して厳しい態度をとったことから全県の紳士の憤激を惹き起こし、「天下共に聞知するところの巨案へと醸成」された。この事件を調査すべく中央から派遣された刑部侍郎祖之望、給事中汪鏞の報告（嘉慶七年八月二十日）

に主に依拠しつつ、事件の経過をまとめると、以下の如くである。

張敬礼の曾祖父である張子忠は、乾隆初年に同県の皂隸を一年余り勤め、次いで退職して張蓋臣と改名し県の衙門の書吏となり、また十四年には、捐納して監生となった。その子が乾隆七（一七四二）年に武童試を、また孫たちが二十年に文童試を受けようとしたが、いずれも李氏を中心とした妨害運動が起こって受けることができなかった。張子忠が皂隸を勤めていた際の名簿は既に紛失しているが、彼らの住んでいる村は「皂家莊」（張皂隸莊）とする報告もある）と呼ばれており、当時の反対運動を知る生き証人もいるため、張敬礼の祖先が皂隸であったことは疑いない。しかし、張敬礼の兄の張冠三は、士族と対等に扱ってもらえないため、何とかして子弟に読書させて試験を受けさせたいと思い、嘉慶四年に宴会を開いて蘇体訓ら数名を招待し、受験の際の身分保証を頼んだ。四年、五年と受験したが、六年に至って反対運動が起こったのは、もともと張冠三の家で家庭教師をしていた生員の李玉燦が、退職する際借金をしようとしたのを断られて恨みに思い、六年に張敬礼が受験する際に、変名で投書して告発の端緒を作ったことによる。その際たまたま張冠三に道で逢って罵られた李は、憤懣のあまり、李溧陽の家に行って彼の祖父の李文士がかつて張氏の受験の妨害運動を行った際の上申文の原稿を捜し出し、同学の生員たちと約して明倫堂に行つてこの原稿を皆に見せた。張冠三がまた彼らを大いに罵つたため、全学の生員たちが公忿を覚え、共同の上申書（公呈）を書いて李文士の原稿を貼りつけ、妨害運動を始めた。その時、県の試験はすでに終わつて州の試験が迫っていたが、州の側が、「張敬礼らを永遠に扣除する」旨の布告を出せという生員及び童生たちの要求に応じなかったため、結局州の試験は、童生五百九十余名が受ける筈のところ百八十四名しか受験せず、四百余名がホイコットする事態となつたのである。

金郷知県汪廷楷は、四年、五年には反対運動がなかったのに六年になって初めて起こったことで李玉燦の意図に疑いを持ち、李の身柄を州に護送した。また張冠三は州に対して「李玉燦は私怨を抱いて妄りに妨害を行い、名前を出してピラを貼り、衆を集めて試験ポイコットを行った」旨の訴えを行った。そのため、知州の王彬は李玉燦の生員資格を剥奪して留置場に拘禁した。一方、同県の挙人王朝駒らが李玉燦への処分抗議する訴えを山東学政の劉鳳詰に對して行い、劉が七年四月十六日の奏摺のなかでこの事件を取り上げ、知州・知県らを弾劾したことから、事件が中央レベルの関心を引くこととなる。

この奏摺に對し、嘉慶帝の出した上諭は、「童試は士子の立身の第一段階であり、もとより流品を区別すべきである」ことを強調し、地方官が生員らの告発を忽視して童試のポイコットを招いたことを叱責するものであった。この上諭によって、知州王彬・知県汪廷楷ら関係地方官が解任され、審理は山東巡撫和寧にゆだねられた。試験をポイコットした童生たちは咎められることなく、再度の試験が命ぜられた。こうした皇帝の上諭により、告発者側の紳士たちの意気はあがり、追試に応じた者は六百余人に及んだ。しかし巡撫和寧が審理を委託した濟南府知府徳生らはむしろ、生員たちが衆を恃んで他人の子孫に終身受験させないよう強制している、という立場から、紳士たちに厳しい態度を取り、彼らが証拠とした乾隆二十年の上申文が捏造であることを自白させようとし、そのために多くの生員が拷問を受け、挙人の王朝駒ら百人余りの紳士が巻き込まれた。

このような状況が中央に伝わったのは、金郷県の武生である李長清が、同年七月、北京の都察院に直接控訴したからである。李長清によれば、解任された筈の汪廷楷は依然として審理に従事し、張敬礼の告発に加わった紳士たちに對し「或いはひどく責打を加え、耳を振じり鎖の上に跪かせ、或いは背中を杖打し、手足を縛り、或いは日夜跪かせ

たまま声もかけない」など、残酷な拷問を行った、という⁽¹²⁾。皂隸の子孫のいいなりになって紳士に体刑を加える地方官の行為を、生々しい表現で描写することにより、彼は、「流品を区別せよ」という上諭の趣旨が侵犯されていることを強調したのである。

その結果、このような地方官の行為を放任している和寧の代わりに、刑部侍郎の祖之望、給事中の汪鏞が欽差され、事態の解決に当たることとなった。「この事件は対処すればするほど大きくなる（此案愈辦愈大矣）」と、嘉慶帝は硃批のなかで嘆いている。⁽¹³⁾ 祖之望らによって事件の経過が整理され、張敬礼の曾祖父は実際に皂隸であったという事実認識のもとに、各当事者の処罰案が作られた。張冠三は李玉燦らに対する誣告の罪で杖一百流三千里加徒役三年とされた。審理に関わった汪廷楷、徳生ら地方官に対しては、いずれも革職の上、各種の処罰が行われた。地方官の不当な審理を放任していたとして「嚴加議処」の旨を受けていた巡撫和寧のほか、布政使、按察使に対しても同様の処分が下された。李玉燦は、私怨による告発を行ったとして、生員資格剥奪のうえ杖責を受け、張敬礼の保証人となった生員らも資格を剥奪され、処罰を受けた。張氏の従来の捐納資格はすべて剥奪され、以後の応募についても禁止された。しかし、これらの処分で金郷県の事件がすべて落着いたわけではない。翌八年には、金郷県で作者不明の『攻皂伝』『芝蘭譜』といった冊子が刊行され、その内容は、張氏及びその保証人となった人々を「辱罵」⁽¹⁴⁾するもので、それに憤った蘇体訓（保証人として生員資格を剥奪された一人）の兄が、北京の九門提督に冤抑を訴えるなど、その余波はしばらく続いてゆくのである。

この事件における冒考告発の根拠は、張敬礼の曾祖父が六〇年ほど以前に一時期、県衙門の皂役を勤めたことがあるということだが、嘉慶四年、五年の受験時には特に反対運動が起こらなかったことから察せられるように、それ

は地方社会の人々にとつてはすでに記憶の彼方にあるものであった。しかし、張氏の家庭教師をしていた李玉燦がまたま張冠三と仲違いしたことから、過去の事例が蒸し返され、「皂孫と同じ試験を受ける」ことが全県の士気に関わる、といった雰囲気がつくり出された。嘉慶帝が「區別流品」に対し厳格な態度を表明したこと、それにもかかわらず地方官がこの事件を紳士側の煽動によるものとみて、紳士の体面を傷つけるような審理を行ったこと、により、この事件は、地方社会内の良と賤との問題を越えて、地方官と紳士、及び皇帝（中央）と地方官の間に緊張をつくり出し、全国の耳目を集める大事件となったのである。

事例9 民壮の子の捐納をめぐる事件（湖南攸県）⁽¹⁶⁾

上記の二つの事件では、いずれも審理の結果、告発された側に捐考資格がなく、「冒捐冒考」である、と認定されたわけだが、逆に、捐考資格ありと認定された例もある。

曠宗湘の父の曠福は、乾隆四十（一七七五）年に湖南攸県で民壮（地方衙門の衛兵）をしており、ついで病気で職務を果たせず、免職されて県衙の前で精米業を営んでいた。平素より酷薄な性格で、近隣の人々に嫌われていた。嘉慶三（一七九八）年、曠宗湘が捐納で九品の職品を得ると、郷村の祖先の墓参りに行くにも、華美な行列で銅鑼や銃を打ち鳴らす。そこで生員の夏維選らが前後して県に四回訴えを行い「曠福が民壮に当たっていた際に自ずと罪人の拘引や錢糧の督促（勾摸公事、催比錢糧）をしたに違いなく、その子は報捐すべきでない」と主張した。さらに夏維選や県の職員の胡自雍が、「曠福は県の帳簿を改ざんし、皂役であったことを隠して民壮の身分を詐称した」として湖南省の各衙門に訴えた。一方、彭世沢ら同県の生員・監生数名が府に訴えて、曠福は皂役でなく、胡自雍らはみだ

りに事を構える者だと非難した。胡自雍の側は、曠宗湘の狂妄さを懲らしめるべく、巡撫や按察使に何度も訴え、さらに嘉慶八年の春には北京の都察院に控告した。皇帝の諭旨によってこの事件は湖南巡撫及び字政が審理を担当することになり、その結果、曠福は民壮であって皂役ではなく、帳簿の書き換えとも無関係であることが判明した。湖南巡撫らの作成した処罰案では、曠宗湘は確かに皂役の子ではないが、墓参りに銅鑼や銃を鳴らすなどはまことに狂妄であるとして、職銜を剥奪され違律杖一百とされた。胡自雍は、軽い罪を重い罪と誣告した咎で同じく職銜剥奪及び杖一百とされ、関連人物についてもそれぞれ処罰案が作られた。

この事件では、曠福が民壮であったか皂役であったかが争点となっているが、当初の訴えで「民壮であったとしても、罪人の拘引や錢糧の督促をしたならばその子は捐納を行う資格はない」としているのは、民壮の中でもかつて皂快に充当した者の子孫の捐考を許さないという乾隆三十七年の定例(表2-11)の趣旨をふまえたものといえよう。例外規定の付加によって捐考資格の境界を細かく定めてゆこうとする官の試みは、却ってその例外規定に藉口した告発を誘発することもあったのである。なお、「民壮の中で犯罪事件の捜索逮捕と錢糧の督促をした者の子孫は捐考を許さない」という、より明示的な規定は、この事件より後の嘉慶二十年に作られている(表2-14)。

曠宗湘の華美な行列がしばしば問題になっているように、冒捐考事件が表面化するきっかけは、単に彼らが捐考を行ったという事実のみにあるのではない。むしろ、彼らが地方社会において新たに獲得した地位を顕示することに對する周囲の人々の反感が、冒捐考紛争の背景にあるといえよう。

以上、官僚の上奏文に依拠しながら、冒捐考紛争の若干の例を検討してきた。これらの報告の語る「事実」が正確であるかどうかは不明だが、紛争の過程や当事者・官僚の論理についてはその概略を窺うことができよう。これら

の冒捐冒考紛争は、「下賤」の觀念自体を問うものではなく、共通の「下賤」感覺を前提としつつ、特定の個人が境界線のどちら側に位置するかをめぐって争われるものであった。ある程度の資力があり、社会的地位の上昇を求める新興の家族と、そうした成り上がり勢力に反感をもつ既存の読書人層との競争が、紛争の背景をなしていることは、上述の諸例からも窺えよう。それでは、紛争の前提として彼らの間に共有された「下賤」の觀念は、どのようなものであろうか。以下の諸節では、捐考資格をめぐる諸規定のなから、その觀念を把握すべく試みてみたい。

二 清代中期以降の捐考資格

冒捐冒考紛争の頻発と表裏して、清代中期以降には、捐考資格に関わる細かい規定が陸續と作られるようになる。表2は、(一)嘉慶十七(一八二二)年『欽定学政全書』卷四十三、區別流品、(二)道光二十一(一八四一)年『欽定礼部則例』卷六十、儀制清吏司、童試事例、(三)光緒二十五(一八九九)年『欽定大清会典事例』卷三百八十六、礼部、学校、童試事宜、同書卷三百八十七、礼部、学校、旗学事宜、に収録された記事をまとめ、主要な規定を示したものである。⁽¹⁶⁾これらの規定は相当煩雑であるため、本節ではまずその概略を整理してみたい。

芸能的サービズ業

芸能を生業とする「娼優」については、既に順治九(一六五二)年に明代の規定をひきついで「娼優隸卒の家」の童試受験が禁じられている(1——以下数字は表2の事例番号を示す)。その後乾隆三十五(一七七〇)年には、娼

表2 清代の報捐応募資格をめぐる身分関係規定

1	順治 9(1652)	娼優隸卒の家〔禁止〕	X.	
2	16(1659)	現任書吏、積年衙蠹、現在衙門心役の人〔禁止〕	X.	
3	雍正13(1735)	八旗開戸人中、投充・養育・俘掠など、もともと良民であった者〔許可〕。旗下累世家奴の子孫〔禁止〕	II.	
4	乾隆 6(1741)	八旗開戸人の子孫〔禁止〕	H.	
5	22(1755)	八旗另記檔案人で出旗して民となった者〔許可〕	H.	
6	27(1762)	生員の公私雑役(壯書、圩長など)充当〔禁止〕	X.	
7	30(1765)	貢監生の社長(社倉の管理者)充当〔許可〕	X.	
8	31(1766)	(浙江)監生の保長充当〔禁止〕、苜苕・郷長充当〔許可〕	X.	
9	35(1770)	娼優隸卒の子孫(他家の継子を含む)〔禁止〕	X.	
10	36(1771)	柴戸・丐戸などの子孫〔二代清白〕	X.	☆
11	37(1772)	皂隸・馬快・小馬・禁卒の子孫、門子・長隨〔禁止〕民壯〔許可〕	X.	
12	38(1773)	(湖南)厘丁・斗級〔許可〕	X.	
13	44(1779)	(江西)吹手の子孫〔禁止〕	X.	
14	45(1780)	巡檢司弓兵の子孫〔禁止〕	X.	
15	45(1780)	(直隸)地方(修河・催糧等を担当する職役)〔許可〕	X.	
16	48(1783)	滿漢官員の家奴〔放出後許可。昇進に制限〕	X.	
17	53(1788)	家奴〔放出後生まれた子孫は許可〕	L.	
18	57(1792)	民轎扛夫〔許可〕、官轎扛夫〔改業後十年〕	X.	
19	57(1792)	(湖南邵陽県)糧差の子孫〔禁止〕	X.	☆
20	58(1793)	作作の子孫〔禁止〕	X.	
21	58(1793)	(直隸定州)歩快の子孫〔禁止〕	X.	
22	59(1794)	杖責を受けた民壯〔禁止〕	X.	
23	嘉慶 7(1802)	歩軍統領衙門の番役ないしその子孫〔禁止〕	X.L.	☆
24	8(1803)	(安徽)地方・保長〔許可〕	X.	☆
25	9(1804)	荘頭のなかでもともと家奴であった者〔禁止〕	X.	☆
26	10(1805)	鋪司鋪兵(公文の輸送)の子孫〔許可〕	X.	
27	10(1805)	儒学の門斗〔許可〕	X.	
28	10(1805)	江寧後右衛快籍〔許可〕	L.	
29	11(1806)	八旗戸下帯地投充荘頭〔放出三代後出生子孫・昇進制限〕	X.	
30	11(1806)	八旗及び漢人家奴〔放出三代後出生子孫・昇進に制限〕	L.	
31	11(1806)	雞姦の被害者〔禁止〕	X.	
32	11(1807)	奴僕〔放出三代後出生子孫〕	X.	☆
33	12(1807)	長隨の子孫〔放出三代後出生子孫〕	X.	
34	12(1807)	駅馬夫の子孫〔禁止〕	X.	
35	12(1807)	安徽按察司衙門の東班の差役の子孫〔禁止〕	X.	
36	13(1808)	安徽学院衙門の承差〔許可〕	X.	

37	14(1809)	安徽の世僕〔放出三代後出生子孫〕	L.	☆
38	16(1811)	(安徽) 操練總・巡總の子孫〔禁止〕	X.	
39	18(1813)	(江西吉水県) 馳差〔禁止〕	L.	
40	20(1815)	承緝案件、絵催銭糧を担当する民壮の子孫〔禁止〕	H.	
41	24(1819)	民快の子〔禁止〕	H.	
42	25(1820)	歩軍統領衙門の番役〔武科挙のみ許可〕	H.	
43	25(1820)	江西贛南道倉差〔許可〕	L.H.	
44	道光 1(1821)	一度皂役の継子となった者の子〔禁止〕	L.	
45	1(1821)	聽事吏の子孫〔許可〕	L.	
46	4(1824)	糧差の継子となったのち帰宗した者〔許可〕	L.	
47	4(1824)	花鼓売唱者の子孫〔三代清白〕	L.	☆
48	4(1824)	厨行〔改業後十年〕	L.H.	
49	4(1824)	安徽省長准衛の糧差〔許可〕	L.H.	
50	7(1827)	江蘇徐州道衙門植堂吏〔許可〕	L.H.	
51	7(1827)	民間取生婦の子孫〔許可〕、在官服役の場合〔三代清白〕	H.	☆
52	7(1827)	番役の子孫〔武科挙も含めて禁止〕	H.	
53	9(1829)	江蘇海關扞丈手〔許可〕	L.	
54	9(1829)	父に代わって杖刑を受けた者〔許可〕	L.H.	
55	13(1833)	江蘇許壑関渡夫〔改業後十年〕	L.H.	
56	17(1837)	湖北荊州関書差の子孫〔禁止〕	L.H.	
57	19(1839)	戸部庫丁の子孫〔禁止〕	L.H.	
58	19(1839)	船頭絳夫の子〔許可〕	L.H.	
59	25(1845)	糧長〔許可〕	H.	
60	28(1848)	軍牢〔三代清白〕	H.	
61	咸豊 3(1853)	欠糧被革莊頭の子孫〔禁止〕	H.	
62	12(1863)	鑼夫の子孫〔禁止〕	H.	
63	光緒 1(1875)	屠戸〔報官改業後許可〕	H.	
64	5(1879)	盛京兵部所属站丁の子孫〔禁止〕	H.	

出典：X …嘉慶17年『欽定学政全書』巻43、区別流品

L …道光21年『欽定礼部則例』巻60、儀制清吏司、童試事例

H …光緒25年『欽定大清会典事例』巻386、礼部、学校、童試事宜

同 巻387、礼部、学校、旗学事宜

右端の欄に☆をつけたものは、冒捐冒考をめぐる紛争・裁判をきっかけ或いは背景として定められたことがわかる事例である。

優隸卒の本身のみならず「生む所の子孫は例として応に収考（受験許可）を准さざるべし」とされ、その子孫が他人の養子となって他家を継いだ場合であってもやはり禁止することが定められた（9）。

ただし、芸能関係の職業を宮んでいても、雍正年間に賤籍が廃止された楽戸・丐戸などの地方的被差別民については、一般の娼優とやや異なる措置がとられた。乾隆三十六年の山西学政劉墉の奏摺は、楽戸の子孫の捐納資格について、「一たび官界に入れば祖父まで榮典が及ぶ可能性を排除できない」という観点から、「地方官が十分に調査して、家に賤業にたずさわる者がいない場合に、年代を定め、四代か五代経って穢風が次第に遠くなった時点で、良民と同様に捐納応試を許すべきである」という条件付きの許可を提案するものであった。その結果、「賤籍を除かれた楽戸・丐戸については、改業の際に官に届け出させ、その人から数えて四代目以降で親族に賤業に従事する者がいない場合に限って、捐納応試を許す」という定例が作られた（10）。この条件は「三代清白（三代にわたって賤業従事者がいないこと）」と呼ばれて、後の諸規定に準用されるようになる。雍正帝の賤籍廃止時にこのような制限規定が設けられなかったことからすれば、乾隆三十六年条例は本来の賤民解放の趣旨からの後退と言えるかもしれないが、娼優の子孫は永遠に捐考を禁止されるという一般規定からみれば、楽戸・丐戸に関するこの規定は、雍正帝の「特恩」に配慮した優遇措置ともいい得る。広東の疍戸や、浙江の九姓漁戸など、雍正帝の時代に賤籍を除かれた類似の被差別集団については、いずれも同様の対応がとられることとなった。

乾隆四十四（一七七九）年には、江西省の吹手（ラッパ吹き）は「賤業ではあるが、やはり百工技芸に属し、楽戸や丐戸と同じではない」という見地から、捐納応試の可否が照会されたのに対し、「吹手は楽戸や丐戸と同じではないが、結婚や葬式の際に服役し、その生業は猥賤である」という理由で捐納応試の禁止が定められた（13）。ここで

は条件をつけずに永遠に禁止するように読めるが、道光二十四（一八四四）年には「町戸樂戸の例に照らして処理する」と改定された。⁽¹⁹⁾

また道光四（一八二四）年の安徽省六安州の冒捐紛争では、一種の大道芸である花鼓戲が問題になっている。⁽²⁰⁾ 本事件では、①受験者の祖父が轎かきを生業としていたこと、②祖母（または母）が人に雇われて手伝いをしていたこと、③曾祖母が花鼓売唱をしていたこと、の三点が問題となっていた。刑部の判断は、①②については「平民謀食の常」であって問題はないが、③については「婦女でありながら芸能を売って歩くとは、その職業はすでに卑しいものであり、その子孫をしてみだりに士林に交わらせるならば、流品の区別はつけようがなくなるだろう」とした。しかし一般の娼優とは異なるので、永遠に子孫の捐納応試を禁ずることは不公平である、という見地から、樂戸・丐戸と同じく「三代清白」の条件のもとで捐納応試を許す、という措置がとられたのである（47）。花鼓戲は、貧しい出稼ぎ農民たちが物乞いをしながら演ずる演劇であるが、ここで花鼓戲は、轎かきや他人の家の手伝いよりは賤しいものと見做されながら、娼優ほどには賤ではないと考えられている。娼優との相違は、土くさい農民演劇である花鼓売唱が専業の娼優とは異なる副業的なイメージをもっていることによると考えられよう。

芸能以外のサービス業

轎扛夫（轎かき、荷かつぎ）に関しては、乾隆五十七（一七九二）年に規定が定められているが、そこでは民間で営業する轎扛夫と衙門で応役する轎扛夫との間に、区別が設けられている。河南巡撫からの問い合わせに対する礼部の回答は、「民間で雇用する轎扛夫は、ともに力を以て生計を営む（以力營生）ものであり、平人と異なるところは

ないが、現在衙門で轎夫に充当している者については、応役の人であり、ただちにその子孫の応試を許すことはできない」という理由で、官轎夫については「退職の日から滿十年後に、その子孫の応試を許すべきである」(18)というものであった。

民間の営業と衙門での応役とを区別する考え方は、收生婦(助産婦)についても見られる。⁽²¹⁾道光四(一八二四)年の江蘇省青浦県の冒捐紛争においては、生母が助産婦であったことが問題になった。それに対し、中央は、「民間の出産の際に頼まれて赤子を取り上げ、若干の錢物を得ることがあっても、尚より久しく止まって服役するわけではない。しかし告発で指摘する如く処女の犯姦事件で衙門に呼び出されてその真偽を検査したというのは、件作(検死人)と同様の仕事であり、薬戸・丐戸の例に照らして改業して四代経ってから捐納を許すことにすべきである」と回答した(51)。同じく服役性のある業務であっても、民間で営業する場合と、衙門で応役する場合とは、賤の度合いに差のあることが知られよう。

衙門の使用人

隸卒・衙役などといわれるような衙門の使用人については、子孫代々の童試受験が禁じられたことは娼優と同様である(1)(9)。順治十六(一六五九)年には、生員が書吏に充当することが禁じられ、また「積年衙蠹(規定年限を超えた長期にわたり職役に従事し、利益を吸い上げている害虫のような衙役をいう)」及び「現在衙門応役の人」が童試受験した際の処罰が定められた(2)。

当時一般に、衙役は皂班、快班、民壯の三班に別れていた。皂班は主に、門番や儀衛、行刑、看守など、衙門の中

で、或いは官僚に密着して服務する者である。一方、快班は、犯罪の捜査や犯人の逮捕など、警察的な業務を主に衙門の外で行う。皂隸（見張り番、使い走り、随行などに当たる衙役）・馬快（盜賊取り締まり等に当たる騎馬兵）・小馬（馬丁）・禁卒（看守）・件作（検死人）など、この両班に属する者は、「衙門応役の人」として、原則として「賤」の範疇に入る。特に、「罪人の拘引（拘撰罪人、拘撰公事）」、「盜犯の取り締まり（承緝盜犯）」、「犯人の護送（遞解人犯）」、「杖刑の執行（執刑行杖）」など、犯罪に関わる業務は、賤性の強いものとされてきたようであり、「この職務は『拘撰罪人』であるから賤である」とか、「この職務は『承緝盜犯』を行うわけではないので、賤ではない」といった言い方がしばしばなされる。

それに対し、民壯は、原則として「良」の範疇に入れられる。民壯とは、本来明代に民兵として一般民のなかから徵募されたものであり、官の下働きとしての衙役とは一線を画すものであったが、明末から清代にかけて「民壯の衙役化」が進行し、その職務は、皂班・快班と区別がつかなくなっていた。しかし、民壯を本来の姿にもどそうとする動きもあり、雍正年間（一七二三～三五）には、「各省の民壯はもともと城や衙門・倉庫を防衛するために設けられたものであるから、盜犯の取り締まりをさせず、専ら武芸を学習させる」といった改革も提議されていた。民壯が「良」とされたことは、このような動きを背景としている（11）。しかし同時に、皂・快に類似する職務を行ったことのある民壯については「良」と認めない、ということも表2の諸規定のなかでは強調されている。

民壯のほかに衙門の使用人のなかで捐納応試が許されたものとしては、倉庫の管理に関わる庫丁や斗級（12²³）、鋪司鋪兵（26）、儒学の門斗（27）、安徽学院衙門の承差（36）、江西贛南道舍差（43）、聽事吏（45）、安徽省長淮衛の糧差（49）、江蘇徐州道衙門值堂吏（50）、江蘇海關扞丈手（53）などがある。これらが「良」とされる理由としては、

一般農民から選抜されるもので専門の衙役ではないこと(12、43、50)、身体性の強い服役ではなく、文書・公金の管理などが職務であること(12、26、36、43、45)、費用を自弁し、衙門から賃金を受けていないこと(49、50)などがあり、いずれも「服役」的性格の希薄さによるものといえよう。

これらのほか、厨行(衙門の料理人。48)や関所の渡し船の船頭(55)などは、官轎夫(18)と同様に、改業後一〇年で、子孫が捐納応試をすることが許された。北京の歩軍統領衙門の番役(警察)のように、いったん子孫の捐納応試が禁止されながら(23)、その後武科挙のみが許可され(42)、さらに再び禁止される(52)といったゆれを示す例もあった。

郷村の職役

衙門で応役するほかに、郷村において治安維持や税糧の督促などに当たる各種の職務がある。このような職務については、「充当事者に捐考資格があるかどうか」という問題よりも、「生員・監生がこれらの職務に充当してよいか」という問題として提出されることが多いが、いずれにしても、これらの職務と生員・監生資格との両立可能性を問うものなので、実質的に同一の問題と捉えることができよう。

乾隆二十七年(一七六二)年には、生員が公私の雑役に当たることが一律に禁止された。その雑役とは、荘書(土地・税糧の帳簿を司る)、圩長・塘長(水田の堤の管理)、地保(治安維持や裁判時の調査協力など)、埠頭(波止場の管理)、牙行(仲介業)、社長(郷村の穀物備蓄倉庫の管理)、である(6)。しかしその後、職役の内容によるより、細かい判断が行われるようになり、「拘撰罪人」や「官の召喚に応ずること(応有司伝喚)」(8)が「賤役」とみなされ

る一方、「税糧の督促」(8、15、24、59)、「水路の修築(修河築埝)」(15)、「社倉の管理」(7)などはいずれも、生員や監生が行って差し支えないものとされた。

これらの職役の名称は地方によって様々であり、同じ名称でも職務内容の異なることがある。乾隆三十一年には、罪人の拘引や裁判の際の関係者招集などを司る浙江省の保長について生員・監生の充当が禁じられた(8)が、嘉慶八年の安徽省の地方・保長に関する規定では、その職務が「付近の村荘で保甲を編査し、税糧を督促」することであり「俸給を支払われず、また衙門で服役することもなく、皂・快とは異なる」ことを理由に、その子孫の応試が許可された。礼部の方針は、これらの地方的相違に留意しつつ「総じて隸役賤事を兼ね行うかどうかによって応試の可否を定める」ということであった(23)。

以上のように、郷村の職役についても、生員・監生の充当の可否を決めるのは、官衙に対する自立度であり、官衙の指令を受けて行う「拘撰罪人」などの隸卒的な業務が「賤」とされる一方、郷村のまとめ役に類した仕事は、問題のないものとされたのである。

奴婢ないしそれに準ずる者

賤民の中核部分をなす奴婢が捐考を禁じられていることはいうまでもないが、どのような人々を奴婢と見なすかという点については、明代から清代中期にかけて大きな変化があった。従来の研究で明らかにされているように、雍正(1723)年(1727)年に定められた条例では、明代以来禁止されてきた庶民の奴婢保有が公認され、「おおよそ漢人の家で生まれた奴僕、官印つきの契約書で買った奴僕、ならびに雍正五年以前に官印なしの契約書で買った者、おおよび投靠

し長年養育された者、あるいは婢女と結婚させられて子息がいる者は、ともに家奴である⁽²⁵⁾という認識が示された。奴婢の一般的な定義は、この雍正五年条例によってひとまず安定したといえる。

以後、奴婢に関連する捐納応試資格の問題は主に、放出された奴僕の扱いに關わって論じられることになった。ことに、八旗のもとに隸属する人々については、その従属性の強さが様々であったため、複雑な規則が定められた。

表2のうち、一般の家奴が主人の承認を得て放出された場合に関する規定は、経君健がすでに詳細に論じているように、乾隆四十八(一七八三)年(16)、同五十三年(17)、嘉慶十一(一八〇六)年(30)、の三度にわたって改修されている。即ち、乾隆四十八年の上諭では「これらの人々はすでに主人によって放出され、旗・民の正身とされたからには、上昇の道を閉ざすべきではない」として、放出された奴僕自身の捐納応試を許したが、ただ「京官は京堂に至るを得ず、外官は三品に至るを得ず」という昇進制限を設けた。京堂とは、都察院・通政司・詹事府その他、大理寺・太僕寺など諸卿寺の長官をいう。地方官で三品は按察使(正三品)に相当する。五十三年には、「もし放出された家奴ないしその子孫が直ちに応試し得るとすると、旧主人と同時に仕官することもあり得、不都合である」との理由で、「放出して民となった後に生まれた子孫の応試出仕を許す」ことに改められた。さらに、嘉慶十一年には、「奴僕であった者が封典をうけることは相応しくない」という理由で、三代清白の条件及び昇進制限が付されることとなった⁽²⁶⁾。長随(官僚の下僕)の場合も同様の扱いとなった(33)。

八旗の場合、放出された家奴を開戸と称するが、もともと家奴のなかでも、その来源や従属実態において様々な相違があった。雍正十三(一七三五)年には「八旗の開戸人のなかでもともと良民が投充・養育・俘掠により奴僕になった者については開戸後の応試を許すが、旗下の代々の家奴については本身及び子孫の応試を永遠に禁ずる」ことが定

められた(3)。乾隆六(一七四一)年にこの規定は改変され、八旗開戸人のうち、以前に皇帝の旨を奉じて受験を許された者を除き、(1)契約書で買われた家奴 (2)投充・養育・俘掠により家奴となり、長年の間主人の家で自ら役使され、主僕の名分のあった者、については本身及び子孫の応試を永遠に禁ずることとされた(4)。また、莊園を管理する莊頭のうち、内務府の経営する官莊の莊頭及び、内務府から発出されて王公の莊園を管理する莊頭は応試出任を許されたが、一般の八旗の戸下に属する莊頭の場合は、かつて自らの土地を携えて旗下に投じた「帶地投充」の莊頭であっても「家奴と異ならず」ということで、応試は禁じられた。ただ、放出後は、一般の家奴と同様「三代清白」の条件下に応試が許可されることとなった(29)。

奴僕との関連では、安徽の世僕についても触れておく必要がある。雍正帝は、その賤民解放政策の一環として、徽州の伴当・世僕といわれる被差別集団がその起源も曖昧なまま他姓のために強制的に服役させられていることを指摘して、彼らの解放を命じた。しかし良民と奴僕との境界の曖昧さのために、認定の基準は頻繁に変更され、かつての世僕が捐納応試しようとすると、他姓が「分別良賤」を口実として告発を行い、告発された側も「汚賤に甘んぜず」裁判で争って仇恨が深まる、といった不安定な状態をつくり出していた。嘉慶十四(一八〇九)年の上諭では、世僕の認定は「現在服役しているかどうか」を基準とし、契約書もなく現在服役していない者についてはその他の事情を考慮せず、良民とみなすことと定めた。現在服役している者については、一般の奴僕と同様、「三代清白」の基準を満たした場合に、捐納応試が許されることとなった(37)。

以上、捐納応試の条件に関する清代中期以降の諸規定を整理してみた。その規定は必ずしも体系的でなく、現実に

生起した（或いは生起する可能性のある）事件に即して、個々に定めたもの、という対症療法的な性格を持っている。しかし同時にそこには、当時の人々からみた、様々な職種のもつ賤性の度合いが反映されている。その賤性の度合いを忠実に規定に反映しようとすればするほど、規定は細かくならざるを得ないのである。これらの立法過程を通じ、様々な職種は、その賤性の強さに応じて、以下の四段階に整理されてきたと見てよいであろう。

①良民と同様に捐納応試し得る者：民壯、庫丁、斗級、鋪司鋪兵、社長、地方、など。

②改業後十年で、子孫が捐納応試し得る者：在官轎夫、厨行、滸墅関渡夫、など。

③改業（放出）後四代目（三代清白）の子孫に至って捐納応試し得る者：楽戸、丐戸、奴僕、長隨、花鼓売唱者、助産婦で官で応役した者、など。

④永遠に子孫の捐納応試を許されない者：娼優、隸卒（皂隸、馬快、步快、小馬、禁卒、門子、弓兵、件作、糧差）など。

ただし、いかに煩瑣な規定によってもカバーしきれないような、微妙な賤性のグレーゾーンは残る。『治浙成規』に載る嘉慶十六（一八一）年の「兵童応試章程」においては、山陰・会稽の二県学が合同で上申し、「父兄及び自身がかつて官僚や富裕な家に投靠したことのある者、衙門の皂隸や検屍人などの役に従事したことのある者、芝居を学んだ者（習学戲優）、及び床屋（雍頭）、足の手入れ業者（剔脚）、荷かつぎ（挑夫）、轎かき（轎夫）などの賤業従事者、さらに正業につかず揉め事を起こして官の裁きを受けたことがあり、郷里の人々と対等な交際を許されない者など」の武童試験受験禁止を提案したのに対し、浙江布政司・按察司が「凡そ受験を許されない者については例に明確な規定があり、そのほかの轎かき、荷かつぎ、床屋、足の手入れ業者等は、各例を調べてみても、受験を許さないと

の規定はない。これら諸々の職人や技術者は、いずれも良民であり、自ら生計を立て、どこにでも存在する人々だ。どうして娼優隸卒など同一視し、勝手に禁例を増やしてよいものか」と反駁しているのは、「定例にない者は賤ではない」という原則で良賤の別を明確化しようとする官の姿勢を示しているよう。しかし、そうした官の姿勢にもかかわらず、良賤の間の曖昧部分は、清末に至っても、人々の意識の中に残存した。道光年間の浙江建德県では、泥水匠（左官屋）の息子の童試受験をめぐる冒考紛争が起こっている⁽²⁷⁾。今日でもしばしば引照される『清国行政法』の「賤民」の項には、上記の諸規定のなかに法的根拠を求めることのできない「賤民」——丐頭（乞食頭）、土工（墓掘り人）、剃頭の（床屋）、寮民（広東の東江流域で山地開墾を行った移住民）、棚民（長江以南の山間部の山地で開墾を行った移住民）、など——が含まれている⁽²⁸⁾。

賤民觀念の周辺部をなすこれらの部分について、その賤民認識の誤りを論じてみてもあまり意味はないであろう。本稿では、良と賤との間に明確な線を引くことよりもむしろ、その曖昧さに注目したい。或いは濃く或いは薄く様々な職業のなかに含まれている「賤なるもの」に焦点をあて、当時の人々の身分感覚に接近したいと考える。

三 「賤」の感覚

前節で述べたいくつかの項目に共通する「賤なるもの」の基準として「服役性」「従属性」を挙げることができるであろう。経君健は既にその清代賤民研究のなかで「各類賤民の共同の主要な特徴は、人に役せられることである」と述べている⁽²⁹⁾。私はその見解に賛同しつつも、その「服役性」の内容をやや詳しく分析してみたいと考える。

奴婢と雇工人

特定の主人に服役する従属性の強さは、奴婢において最も典型的に現れる。雇工人と奴婢とを区別するのは、この服役の時間的限定性である。『大清律輯註』卷二〇、刑律、鬪毆、良賤相毆、には「雇工人は人の雇値を受けて人のために執役するに過ぎない。その仕事は賤であるが、その身は賤ではない（賤其事未賤其身）。雇値に応じた仕事の期限が来れば、家長といえども凡人（身分的上下のない対等な関係）となり、終身奴婢である者とは異なる。しかし、現在工役している時は、家長の親属との間にやはり名分がある。（中略）親属以外であれば当然、凡を以て論ずる」とある。雇工人は家長との間に服役関係にある時のみ、家長及びその親属に対して主僕の名分があるが、「その身は賤でない」ので、家長の親属以外の人々（良民）に対しては対等の関係である、というのである。ここで示されている「賤其事」と「賤其身」との相違の感覚は興味深い。賤性が仕事のレベルに止まっている場合と、その人の人格そのものに固着した場合とがあるということであろう。「雇」という語は、『大清律輯註』卷六、戸律、婚姻、典雇妻女、の註に「日を計りて直を受け、期満ちて帰るを聴すを雇という」とあるように、「帰る」ことを前提とした言葉である。その仕事は隷属的・服役的であっても、その「身」には「帰る」べき自立性の根があり、一時「賤」な仕事をしているだけである。それに対し、そうした根を失って完全に従属してしまう場合に「その身が賤」ということになるのである。

このような見解からすれば、雇工人は良民で、一時的に賤な仕事をしているだけであるから、奴僕など賤民との関係では「良賤」規定が適用される筈である。しかし、若干の裁判事例においては、必ずしもそうでなく、奴僕と雇工人との対等の扱いが示唆されている。例えば、『大清律例会通新纂』卷二六、刑律、鬪毆上、良賤相毆、の注には、

旗人の奴僕李天宝が他人の家の傭工王四海を殴り死なせた乾隆十(一七四五)年の事件について、「奴僕と傭工との関係は、一は終身服役、一は限年服役であるが、いずれも主人の命令通りに駆使される下役の人であって、奴婢は賤だが傭工は良だとすることはできないのである。(中略)王四海も暴龍章の家に雇われて傭工をしており、契約書は立てていないがすでに年限は定めており、長年服役してその行為は奴僕と同じであった。清白の良民とは異なるので、『賤が良を殴った』際の規定に照らして処罰を定めるのは問題がある」という刑部の見解を引いている。また、『刑案匯覽』卷三九、道光元年奉天司説帖、では、遺奴の連舟四が同主の傭王海住児を傷つけ死なせた事件につき、「良賤相殴」一条の律意は「良賤を分かち、流品を区別する」点にあるとした上で、「ここにいう『良人』とは専ら身家清白な者について言うのである。他人に雇われて傭工する者の如きは、素より主僕の名分があり、例として捐納応試を許さないものであって、良人を以て論ずることはできない。(中略)海住児は錦保住の家に雇われて傭工しており、もしく下賤に甘んじて、錦保住との間に主僕の名分があるならば、これを良人とはいうことはできず、凡闘(対等者間の闘殴)を以て処罰を定めるべきである」と述べている。

清末の法律専門家、薛允升は、明律について「結局傭工人が良なのか賤なのかについて、律のなかには未だ言及がない」と述べているが、その点は清代も同様で、仕事の現状を重視するのか、或いは契約形態を重視するのか、という点について、法律専門家の間にもはっきりした合意はなかったと考えられる。⁽³⁰⁾ 第一節で扱った揚州の林松・黄鑾の事件(表1事例5)における嘉慶帝の上諭も、断定的語調にもかかわらず、そうした曖昧さを引きずるものであったことは、前述した通りである。

表2に登場する安徽の世僕、八旗開戸人、帯地投充荘頭などについては、その従属性の度合いをどのように測定す

るかが難しい問題であった。「世僕」「八旗開戸人」などと一口に言っても、その実質的な従属性は極端に言えば個々の具体事例ごとに多様なのであり、どのような細かい規定を作っても、そこからはみ出してしまおうようなケースは存在するであろう。表2に列挙したような煩瑣な規定は、当時の官僚が現実の多様性と取り組みつつ、実質的従属性を反映する客観的基準を作ろうと苦闘した痕跡であるといえる。清末の法規定の一部には、そうした規定の限界を自覚するなかから、「現在服役している者が賤である」(表2—37)といった単純で同義反復的な規定へと帰着していく傾向を見てとることができるように思われる。

サービス業と「賤性」

歌や音楽、演劇などの芸能が賤しいものと見なされるということは、前近代の多くの地域において共通に見られる現象だといえよう。⁽³²⁾しかし、何故に芸能が賤視されるのかという論理は、必ずしも同一ではない。ここでは、清代の人々が、こうした芸能を何故に賤なるものと見なしたのか、可能な限り詳細に検討してみたい。

江西の吹手の捐考資格をめぐる、「彼らの仕事は、賤業であるとはいっても、つまりは百工技芸であり、楽戸や丐戸とは異なる」として捐考の可否を問う江西巡撫の照会に対し、礼部は「吹手は楽戸や丐戸と異なるとはいっても、婚喪の際に服役し、習業は猥賤であってさきに四民の列に入らないものであった」として、子孫の捐考を禁じる見解を出している。ここでいう「百工技芸」とは何だろうか。また、なぜ「婚喪の際に服役」することが特に猥賤なのだろうか。彼らに対する差別は、単に芸能一般に対する賤視にとどまらず、彼らがその生業を営んでいた具体的な場なかで考える必要があるだろう。

浙江の墮民に関する明末以来の記事のなかにも、婚喪時の服役に関する指摘が多く見られる。明末嘉靖年間（二五二一〜一五六六）頃の人、葉権の『賢博編』に浙江の丐戸（墮民）について「民間の吉凶時には夫婦をあげて服役し、鼓吹歌唱から轎かつぎ、髪垢取り、足の手入れなど一切の下賤のことはみな丐戸が行う」とあり、万曆年間（一五七三〜一六二〇）の王上性『広志釋』巻四に「かれらは楽工や轎かつぎとして民間の婚喪に奉仕する」とあり、沈徳符『万曆野獲編』巻二十四に「彼らは里巷間で猥下の雑役に任じ、吉凶の事及び仲買業を執り行う。その妻は大家に入って整髪を行ったり、婚姻時の新婦の付き添いなどを勤める」とあり、また清末の范寅も『越諺』に、「（墮民は）男は耕さず女は織らず、貧富の民家はすべてかれらの田畑のようなもので、娘や息子の結婚はその收穫の時だ。墓参りには墓地で物乞いをし、人が生まれた死んだといえば金をせびりにゆき、その境涯や事情は哀れむべきだが、その行いは実に賤しむべきだ。（中略）（これは他人に責任があるのでなく）彼らの祖先が安逸をむさぼり勤労を逃れ、廉恥を失って阿諛追従を習い、甘んじて人の風下に立ってこれに安んじたからである」と述べている。

婚喪時の服役が当時の人々に特に下賤な印象を与えたのは、これが、自らの技能を売って対価を得るといふそれなりに対等な交換関係とは対極にたつ従属的な感覚、すなわち、富裕者の眩示的散財の機会に乗じて心付けをねだる、という感覚を喚起するからであろう。木山英雄等が明らかにしているように、浙江の墮民は婚喪の際にサービスを提供する得意先（「主家」）をそれぞれ複数もって独占的に営業し、その「主家」に対しては「老爺（だんなさま）」「太太（おくさま）」といった呼称を用い、主家と墮民との間には「主僕の分」があるものとみなされた。⁽³³⁾

このような得意先の存在は、婚喪時のサービスに関わる職業において、広くみられたものである。山西の楽戸の場合、こうした独占的営業区域は「衣飯」と呼ばれ、それらを売ったり質入れしたりすることもできた。⁽³⁴⁾ 棺をかつぐ

人夫や葬儀の際に音楽を奏する吹手が、縄張りを作って独占的營業を行い、高額の報酬を搾り取る現象が清代の都市に広くみられたことは、中村治兵衛が指摘している。⁽³⁵⁾ 中村が扱っていない江南地方においてもそうした例があることは、清末の中国人神父、ピエール・ホアンが賤民の種類を述べる中で言及しているところである。⁽³⁶⁾ ホアンは、江蘇において、六色と総称される葬式の楽隊や棺をかつぐ人夫が縄張りを定めて価格をつりあげる慣行があったことを指摘し、そうした慣行を禁止する布告を、碑刻や『江蘇省例』から引用している。安徽の世僕の場合も、雍正帝の上諭に「主人とされる姓の」家に婚喪などの行事があれば、世僕とされる姓の人々はそこに行つて奴隸のように服役しなければならぬ、という例もある」と指摘しているように、特定の主人に対する婚喪時の服役を一つの特徴とするものであった。⁽³⁷⁾ 中村やホアンが指摘しているような、縄張りによる報酬のつり上げの事例においては、葬式業者の従属性よりもむしろ、独占を背景に優位に立ったその「強さ」が強調される。しかし、婚喪を機に厚かましく心付けをせびるといった態度に、当時の人々が共通の「賤性」を感じ取ったとしても不思議ではない。後述の衙役等にも言えることだが、「たかる（敲詐勒索）」という行為には、相手を強制する強引さと「廉恥を失つた」卑屈さとが、表裏一体をなして存在していると捉えられたのである。

蘇州の梨園に関わる史料としてよく知られた「奉憲永禁差役梨園扮演迎春碑文」⁽³⁸⁾ は、雍正十二（一七三四）年に蘇州の一流俳優たちが行つた請願をもとに作成されたものであるが、そのなかで彼らは「我らは」百工技芸と同じく里党における清白良民であります。季節ごとに各官のもとに至つて皇帝陛下の長寿を祝し豊年を祈り、常に謹んで伺候しており、地方で神を祀り福を祈る際も極力馳せ参じております。（中略）ただ、毎年立春の時に至ると、梟衙が召喚状を出して各行に迎春・走春の名目で劇を演じさせ、慶事を祝います。従来例では風調雨順⁽³⁹⁾に扮するのは丐戸

が担当しておりましたが、近年では小甲・行頭が県の衙役と結託して梨園に呼び出しをかけ、一緒に劇を演じさせ、皂白を分かつた役に当たらせているのです」と述べている。自らを「清白良民」であるとして、丐戸などと区別する彼らの主張が、当時の社会一般の認識を反映したものであったか否かは不明であるが、彼らの主張は、蘇州梨園の保護者であった蘇州織造の働きかけにより、巡撫・布政使などの承認を得て、迎春節の差役の免除を獲得するのに成功した。

ここでいう「百工技芸」とは、この場合の丐戸のように衙門に従属して服役する者と異なり、自立して自らの技術や技能を売る者、という含意をもつのであろう。民間で営業する轎夫を「以力營生」の者として官轎夫と区別する(表2-18) 場合の「以力營生」も同様に、営業の自立性を含意する語と考えられる。歌・演劇などの芸能や、轎棺などを担ぐ営業は、それ自体服役的資格をもつことは確かだが、清代中期における「賤」の感覚は、そうした営業そのものの一般的な性格よりもむしろ、それらの営業が行われる際の具体的な人間関係に着目するものであった。不特定多数の人々を対象に営業するのでなく、固着した得意先や衙門との間に、「伝喚服役(呼びつけられて服役する)」の関係をもつ場合に、その営業は、より「賤」なるものと見なされたのである。

法的規定の上の「賤民」の範囲を超えて、より漠然とした社会的感覚としての「賤性」を考える場合でも、営業が行われる際の人間関係の問題は重要である。清初の学者、張履祥は、「子孫は固く農・土の家風を守るべし」との訓戒⁴⁰のなかで、「決して娼優下賤及び市井のごろつきや衙役・里胥の道に入ってはならない」とし、さらに「工技は人に役せられるので賤に近い。医者・占い師の如きはまた工商を下ること一等、これより下は益々賤で言うに足らない」と述べている。ここで「工技(職人)」や「医者・占い師」を「賤に近し」としているのは、彼らを、専門的技術を

以て富裕な勢力家に奉仕する一種のサービス業者と見なしているからである。『礼記』王制に「凡そ技を執りて以て上に事える者は、祝・史・射・御・医・卜及び百工なり。凡そ技を執りて以て上に事える者は、事を貳えず、官を移さず、郷に出づれば士と齒せず」とあるように、専門技術と「上に事える」従属的サービス業との結びついたイメージは、専門技術を末業と見なして賤視する観点を支えてきたのである。⁽⁴¹⁾

一方で、乞食に対しては、これを「賤民」とする記述がほとんどないことに注目すべきである。ピエール・ホアンは、「丐頭」を賤民の一つに挙げているが、これは一般の乞食ではなく、乞食を統制するために官によって設置された職役であり、すなわち官に応役する人々なのである。⁽⁴²⁾ 明末清初の小説に『良賤』二字についていうならば、ただ娼優隸卒の四者のみが賤流というべきで、乞食はその中に入りません。思うに乞食はただ金がないというだけ、その身に疵はないのです⁽⁴³⁾ といひ、「世の中の営業を下から順番に数えるならば、第一等の下流の人は強盗泥棒、第二等の下流の人は娼優隸卒、第三等の下流の人がこの輩（乞食）と申せましよう。彼らは、強盗泥棒をすることを肯んぜず、また娼優隸卒となることを潔しとせず、従って慎重な考慮の結果、このなりわいを選んだのです⁽⁴⁴⁾ といひが如きは、小説家流の整口とはいっても、娼優隸卒を「賤」たらしめるような要素が、乞食には希薄であることを示している。乞食は経済的には全く他人に依存しているが、必ずしも特定の得意先や衙門に従属しているわけではない。乞食が賤民でないというのは、こうした従属関係の希薄さによるものだと考えられる。

行政関係の役務と賤性

明清時代における行政関係の役務としての「役」の問題に関しては、多くの研究が蓄積されてきた。⁽⁴⁵⁾ 従来の研究で

は、階級構造としてのアプローチにせよ、財政構造という面からのアプローチにせよ、「役」のもつ国家的収取としての側面——正税外の諸負担をどのような人々が負うか、そしてその社会的な効果はどのようなものであるか、という側面——に主に注意が向けられてきたといえよう。それに対し本稿ではむしろ、「官に服役する」ということのもつ、身分的な意味に焦点を当ててみたい。従ってここでは、経済的負担を誰が担うか、ということではなく、具体的に服役する人が問題となる。

大きくみて、当初には、行政に関わる様々な役務を、職業的な衙役が担うのではなく、一般民戸に割りつけて担当させる方向で政策が推進され、税糧の督催・搬入（催辦錢糧）や犯人・裁判関係者の拘引・召喚（拘捥公事）を職務とする里甲正役、及び皂隸・弓兵など衙門での服役を割り当てる雑役、の両者を軸とする徭役制度が整備された。このうち、雑役については、生員以上の科挙資格保有者・官僚に優免特権が与えられたことは、周知のことである。洪武帝が臣下に対し「食祿の家と庶民とは、貴賤に差等がある。奔走して仕え服役して上に奉仕するのは、庶民のなすべき事である。もし賢人君子で既にその身を貴くしている人々に対し、その家に役を割り当てたならば、君子と野人との区別がなくなり、士を励まし賢を待遇する道ではないであろう」と述べた⁽⁴⁶⁾とされるのは、そうした優免制度を支える常套的言説を示したものとすべきであろう。

雑役の貨幣納化は、明代前半の一五世紀から始まるが、明代中期、一六世紀以降の「役困」（徭役の負担過重による社会問題）の発生とともに、行政に関わる様々な役務が貨幣納化され雇役化される動きが一層進展し、離農した貧困農民の受け皿の一つとしての隸卒層が増大する。このような隸卒層が役得による致富の機会を利用して捐考に応募⁽⁴⁷⁾するようになる、ということが、「郡県の隸」が賄賂によって学校に入ってくるという明末以来の趨勢を生み出した。

同時に、貨幣納化のなかでも残存した里甲正役系統を中心とする一部の力役は、一般民が輪番で担当するという制度から、特定の人々が請け負って長期的に担当する形態へと、次第に移行してゆく。康熙年間（一六六二—一七二二）後半に幕友生活を送った呉宏は、陝西省褒城県における「土風の汚賤」につき、次のように述べている。⁽⁴⁸⁾「生員は自らの身を大切にすることを知らず、一切の下賤の役は、多くは生員が請け負う。衙門の庭で膝を屈し、面と向かって侮辱されることも顧みない。緊急の公事があっても応ぜずに引き延ばす。彼らを賤役として待遇する者すらあったが、如何せん、恬として恥を知らない」と。ここでいう「下賤の役」とは、税糧納入の請け負い、堰長（水路の修築）、軍頭（駅に属する田を耕作し、小作料を払って駅の費用とする）、鋪司（公文の輸送）、の四者である。生員がこれらの職役につく目的は、これらの職役に伴う中間搾取であったが、呉宏は、官の末端職務の請け負いであるこれらの業務は、いずれにせよ「衙門の庭で膝を屈し、面と向かって侮辱される」状況を招くものであって、生員に相應しくないものだと考えたのである。隸卒や郷村の職役の捐考資格を明確化しようとする清代中期の動きは、長期的にみれば、このような状況を背景として起こったものといえることができる。

清代中期以降の規定における衙役や郷村の職役の捐考資格の基準の一つは、前節で見たように、官に対する自立度であったと考えられる。官衙で官に駆使されるような役務は「賤」であるのに対し、郷村で社倉の管理をするなどの、郷村のまとめ役のような仕事は「賤でない」とされる。行政の末端業務を担うこれらの人々の仕事は、「官の下働き」と「郷村のまとめ役」といった形で截然と分けられるものではない。両者のイメージの混淆した部分をはさんで、その「賤性」の濃淡は、グラデーションをなして移行している。明初の里甲制の場合、「催辦錢糧、勾撰公事」を事とした里長層は一般民よりも高い社会的地位をもっていたが、清代中期に至ると、少なくとも「勾撰公事」は賤業と見

なされるようになるなど、それぞれの職務のもつ賤性に対する感覚は時期によって異なることにも留意しなければならない。

ここで注目すべきは、これらの行政の末端事務は、いずれもある種の公共業務であるにもかかわらず、「賤役」の場合には、そうした公共業務性に言及されることがほとんどないことである。郷村職役の場合には、「もしこれらの役に生員・監生が充当できなくなれば、公務民生において差し支えが出る」(表2-7、8)といった形で、「公務民生」といった語が使われる場合があるが、それは、それらの職役を賤でないとするその論者の主張に関わる、一種の価値づけを帯びた語なのである。しかし、犯人逮捕にせよ、衙門の門番にせよ、これら「賤業」とされる仕事もみな、地方行政のためにはなくてはならない職務ではないか。誰かが担わねばならない職務だとするならば、彼らを賤視して捐考資格を剥奪することは、不合理なのではないか。清末の法律家、沈家本が「古の隸はみな有罪の人であつたので、これを賤しんでもよかつたのである。今の隸の如きは皆良民が充当するもので、官府においてはこれらの人々を欠くことができない。良民を募つてこの役に充て、既に任用したのちはまたこれを賤視する、その道理はどこにあるのか⁽⁵⁰⁾」と述べているのは、こうした疑問とかわらう。

尾藤正英は、日本の徳川時代における「役」の語感と中国の「役」の語感とを比較して、中国の「役」は労役や苦役といった労働の義務という意味しかないのに対し、日本の「役」が「自発的に、その責任を果たすことに誇りを感じて遂行されるような義務」を含んでいたことを指摘している⁽⁵¹⁾。武士の「役」にせよ、農民や町人の「役」にせよ、徳川時代の「役」は、単に主人に対する奉仕ではなく、国家に対する公的な義務の遂行という意味をもっていた、というのである。この問題は、中国と日本の社会構造全体に関わる大きな射程をもっている。しかしとりあえずここで

は、清代の「役」、特に衙役のような隷属的な役についての当時の言説のなかでは、国家に対する公的な義務の遂行といった側面がほとんど取り上げられていないことを指摘しておきたい。そこで注目されているのは、その職務のもつ社会的な機能ではなく、むしろその人が官のもとで奔走し駆使されているという具体的労働形態なのである。

刑罰と賤性

以上はいずれも、「賤性」の根拠が服役性の強さに求められる例であった。それでは、「賤」として差別される様々な特質は、すべてこの「服役性」に還元し得るであろうか。必ずしもそうとは見えない例を、以下若干の点にわたって検討してみよう。

捐考を禁ずる事由の一つに「身遭刑犯」、すなわち、犯罪を犯して刑罰に処せられた者は捐考できない、ということがある。⁽³²⁾「定例は身家の清白であることを最も重んずる。もし刑傷過犯あれば、即ち収考にあずかるを許さない」⁽³¹⁾とあるように、刑傷過犯の人が捐考を禁じられるのは、「不清白」だからであると考えられている。中国古代史研究において、「罪人は礼的秩序の破壊者であり、したがってそれは礼的秩序内に存在せしむべからざるものであるから、当然その秩序外に放逐して奴婢となすべきであった」⁽³³⁾（西嶋定生）とされ、或いは「権力の志向に沿うものを『良』とし、背くものを『賤』とする国家権力の側からの明確な規範」⁽³⁴⁾（尾形勇）とあるように、犯罪と賤観念との結び付きが示唆されてきたことからすれば、清代における身遭刑犯に関する規定は、その延長上にあるものとも見える。

しかし、表2に見える身遭刑犯ないしそれに準ずる事例は、必ずしも「犯罪性」に重点をおいたものではない。武芸が未熟であったり税糧を督促して期限におくれたりして杖責されたことのある民壯について、その捐考資格が問題

となった際、彼が報捐応試を許されなかったのは、秩序を破壊する犯罪を犯したからではなく、「すでに刑傷を受けている」、すなわち杖で打たれたこと自体に起因する(22)。また、かつて雞姦(男性相互の姦)の被害者となった男性(このとき、加害者は律によって絞監候となっているので、被害者には責任のない強姦であったと考えられる⁽³⁵⁾)の応試資格が問題になったとき、その結論は、「彼の身は已に汚されており(身已被汚)、その身に刑傷を受けた者と異ならない。よってその応試を許すべきではない」というものであった(31)。ここで問題となっているのは、もとより雞姦被害者の犯罪性ではあり得ず、むしろ「その身を蹂躪された」ということなのである。これらは「服役性」とはいえないが、「賤役」に関する「衙門の庭で膝を屈し、面と向かって侮辱される」といった描写と、感覚において共通するところがある。すなわち、自立性も名誉も失い、相手の思うままにされ、公然と侮辱される状態であり、そのような経験をした者はすでに「清白」ではあり得ないのである。

山東省金郷県の冒捐冒考紛争で見られたような、知識人に体刑を加えることに対する社会一般の敏感さも、それと関わるものである。乾隆年間(一七三六―九五)に河南府の人、李緑園によって書かれた長編小説『岐路灯』⁽³⁶⁾には、良家の少年譚紹聞が悪い仲間を誘われて賭博に手を出し、裁判沙汰に巻き込まれる話が出てくるが、そこで作者が強調するのは、いったん杖で打たれば将来がすべて失われるということである。彼の将来を思いやった知県は、結局非公開で、自ら撲刑(戒尺・教鞭の類で叩く罰)を与えらるにとどまった(第六五回)が、その賭博仲間が杖刑を受けた虎鎮邦(兵丁中の顔役)は、譚に恨み言をいう。「街の連中が俺の様子を見て笑いやがるんだよ。あーあ、俺はもう人間扱いされないってことか。(中略)俺とお前は一緒に賭場を開いて訴訟沙汰になったんだが、お前は体面があるから、打たれたといっても胸を地につけるわけじゃなし、師匠が弟子を打つようなもので、痒いところをちよっ

と掻いて終わりというわけさ。俺のようなろくでなしは、親父お袋からもらった体を投げ出し、尻を天に向けて、たんまり板を食らったぜ」(第六六回)。立ったまま仕置きを受けることに比べ、「胸を地につけ、尻を天に向けた」姿勢で打たれることのもつ汚賤のイメージが、窺われるであろう。

ただし、板で打たれば必ず汚賤の烙印を押されるかといえは、そうではない。道光九(一八二九)年、病気の父に代わって杖刑を受けた者の捐考資格が問題になったときは、「親を愛するの情に迫られたもので、実に至誠に出で、刑傷過犯の者とは同じからず」という理由で、捐考が許可された(54)。杖打や強姦を受けた者が汚賤とされるのは、やはりそこに、毅然とした精神的態度を欠いた弱さ、卑屈さがあると見なされるからであろう。悪徳宦官に拷問を受けても屈することなく罵ってやまなかった正義派官僚が英雄視されるのも、その精神的態度において十気を失っていないからである。

自立性を失い卑屈に他者に従属する人々を「賤」として差別する感覚を民間と共有しながら、歴代の国家は同時に、そうした服役関係の自生的形成を規制し、民間の「斥良為賤」を禁止・制限しようとする、という二面的姿勢を取ってきた。この二側面のバランスのなかで、「賤」とされる範囲は、時代により変動する。最も広くとれば、売買奴婢の如く民間の自生的関係において服役する者もみな、法的に「賤」の範疇に入り得る。しかし「賤」の範囲を狭く限定し、民間の自生的服役関係を法的に「賤」の範疇に入れない立場をとれば、残るのは、国家が認定した犯罪没官奴婢の類(「刑余の人」ないしその子孫)のみとなる。後者の立場からは、「賤即ち罪人である」という觀念が導かれる。しかしそれは、賤觀念の本質を「憎むべき犯罪者」「社会秩序への反抗者」とみなすものではなく、むしろ「永代的服役者」「賤」として差別されるのは本来罪人のみであるべきだ、という考え方に基づくのである。このように考えれ

ば、「賤即ち罪人」という古来の考え方と清代の賤性観との相違は、異なる原理というよりむしろ、清代において、民間の服役関係を規制しようとする官の指向が減退し賤の範囲が拡大した、という点に求められるだろう。

外来者への差別

ピエール・ホアンは、その著書のなかで、地方的な賤民として寮民と棚民をとりあげ、次のように述べている。「寮民すなわち『洞窟の民』は、広東省に住んでいる。彼らは、生活の糧を求めるためにやってきた移住民の子孫である。」「棚民すなわち『小屋に住む人々』は、福建・浙江・江西の諸省に見いだせる。彼らは、隣接する蛮地からの地方に定着するためにやってきた外来者の子孫である」と。⁽⁵⁸⁾この見解は、『清国行政法』にも取り入れられ、棚民などの移住民に対する差別を「賤」という観点から捉えることは、多くの研究で前提となっている。⁽⁵⁹⁾確かに、棚民に対しては土着民の側からする排斥運動があり、特に清代中期以降は、棚民の捐考資格をめぐって激しい冒捐考紛争が発生したのである。⁽⁶⁰⁾

しかし、棚民に対する差別は、上に述べてきた「賤民」差別とは、大きく異なる面も持っている。官の規定の側からみると、棚民などの外来者に対する捐考制限は、「區別流品」の文脈のなかで規定されるのではなく、むしろ本地に戸籍を持たない外来者の捐考条件に関わる「清釐籍貫」の文脈で扱われている。そして、棚民の捐考をめぐる紛争の場合も、そこで問題となっているのは、戸籍の取得と編成に関わる問題であって、良賤の差別ではない。その解決法としても、棚民の戸籍取得・編成手続きの明確化や童試における棚民枠の設定が行われているのであって、清白と汚賤との間に境界をつけようとするものではない。一方、民間における「棚民」イメージも、貧しさ、貪欲さ、狡猾

さなど、トラブル・メーカーとしての反感は表明されているものの⁽⁶¹⁾、「賤」という語を用いてこれを蔑視することはほとんどないように思われる。

徽州や広東デルタなど、土着と客家・棚民との紛争が頻発した地域は、「世僕」制度の発達した地域と往々にして重なりあう⁽⁶²⁾。大族と小族、土着者と移住者との競争の激しい地域で、その競争が「排斥」という形で現れるときは、少数者・移住者の外来性やエスニックな異質性が強調されることとなり、一方、大族に対する小族の「従属」という形に帰結するときは、「世僕」的な支配構造が出来てくるといえないであろうか。同じ差別であっても、それが「賤性」に起因するものとされるのは、「排斥」型でなく、「従属」型の場合であると考えられるのである。

流寓者に対する差別という点で触れておきたいのは、「浮動するもの」に対する「賤」の感覚である。このことは、地方的被差別集団のなかの広東の「蟹戸」や浙江の「九姓漁戸」など、船上生活者に対する賤視の基底に、彼らの営む娼妓業などの「賤業」以外に、「非定着的な生産と生活形態」があるかどうか、ということとも関わる⁽⁶³⁾。表2に挙げた諸規定のなかには、流寓性や浮動性を「賤業」の根拠とするものはない。しかし、一般の記述においては、明代の官僚が漁夫を官に取り立てようとしたところ、「私は舟に生まれ、水上に軽浮しておりますので、賤なのです」といって断った、という話⁽⁶⁴⁾のように、浮動性が「賤」と結びつけられる例もある。それは、清初の小説に、「絳仙（女優）の身はずっと軽浮であることに慣れていて、重々しくなどできないのです。下女が夫人に成り上がり、奴僕が養子に取られたようなもので、賤相がつい現れてしまうのみならず、自分でも楽しくないのです⁽⁶⁵⁾」とあるように、他人の歎心を買って生きる「娼優」のもつ「軽浮」の感覚と共通するものといえるかも知れない。けだし、根無し草的な浮動性は、他者に対する依存と表裏一体の関係にあるからである。

畜肉処理と「賤性」

日本の徳川時代の被差別集団やインドの不可触民などと比較して中国の賤民制度の一つの特徴と思われるものは、家畜の屠殺や畜肉、皮革の処理に関わる生業が「賤」と見なされる例が殆どないことである。しかし、表2には、「屠戸」に関わる規定が一件みられ(63)、そこでは、「屠戸一項は、その営業に残忍な点があり、ただちに士林に列するわけにはいかない。官に届け出て改業するのを待って、そのちに捐考を准す」とされている。この点からすれば、畜肉処理業者の類も「賤」の範疇に入り、捐考を制限されていた如くである。ただし、この規定には「賤」という語は見られず、また「俟報官改業後、准其捐考」という制限のしかたも、他の条項に見られない特別のものである。そうした点から、屠戸に対するこの規定は、他の「賤業」関係の規定と性格の異なる、特別な例とみてよいであろう。

結びに代えて

以上、清代中期以降の捐考資格をめぐる紛争や諸規定を中心として、清代の「賤」の観念について考察してきた。清代中期以降の捐考資格をめぐる議論において、「賤」という語は、「服役性」「従属性」の感覚と結びついて用いられていた。自立性を失い、他人の意思のままにこき使われる、或いは蹂躪されるという事実が、「汚賤」の感覚を生み出す。権力中心から隔離された距離よりはむしろ、主人と身体的に密着した従属感覚が「賤」の観念を支えている。このような身分感覚に支えられた身分制度は、一般に「身分制社会」という場合に我々が思い浮かべがちな、世襲的身分団体によって階層的に構成された社会のそれとはかなり異なっている。

「良—賤」の差別は、社会を階層的に両分し、一見、中国社会が「良民」と「賤民」という身分団体によって構成されているかのような像を提供する。しかしその差別感覚は、「主—僕」ないしそれに準じるような二者間の服役的・従属的關係から派生してくることに注目すべきである。まず身分団体があり、それに属しているから差別があるのでなく、まず服役・従属關係があり、その關係における個人の位置によって、彼／彼女が良民か賤民かが決まってくるのである。

張履祥が「天子から庶人に至るまで、尊卑貴賤は遠く異なるといっても、要するに人を役するのでなければ人に役せられるのであって、人を役しませず人に役せられもしない者は、未だかつて存在しない」と述べ(66)るように、服役的・従属的關係は、社会に遍在しており、服役の網の目から自由な者は、少なくとも儒教的な世界観のなかでは存在しなかったといえよう。そうした服役關係の遍在は、従来の中国社会論のなかで「家父長的奴隸制」や「ピエテート」といった語で表されてきた特質とも重なり合う。多くの人間は、他人に服役すると同時に他人からも服役される。しかし、特に強い服役關係のもとに従属させられ、その従属性がその人自身の人格的属性と見なされ、一般民と区別されるに至った者は、「賤」となる。専ら他人に服役することを人格的属性とされた人々が「賤」であるとすれば、その対極に、専ら他人に服役されることを人格的属性とする「士」が存在する。社会に遍在する服役關係の上下の両端に、いわば上澄みと汚泥のように、「士」と「賤」が位置づけられる。

墮民・棄戸などの地方的被差別集団のように、ある集団に属することで賤と目される例もあり、なぜそのような集団が起源も曖昧なまま明代から清代にかけて存在していたのかは別途考察しなければならないが、一般的にいつて清代中国において、ある個人が「賤」とされるのは、その人が属する集団によってではなく、その個人が取り結ぶ關係

によってである。⁽⁶⁷⁾ 官衙のような権力中心に密着して服役するほど、その従属性は強いものと見なされる。それ故に、賤民の実質的な社会的位置と、その身分とは、往々にして乖離する。郷紳家の奴僕や官衙の隸卒が一般良民に対して強い立場に立ち、収奪をほしいままにする、といった事態がしばしば見られることは、周知の通りである。

このような身分感覚が、いつごろ成立し、どのように変遷してきたのか、という問題は、本稿の扱い得る範囲をはるかに越えるが、ここではごく簡単に明から清にかけての動向を試論的に素描してみたい。明末一六世紀の社会変動が、都市化の動きとともに、離農する貧民の受け皿としての都市「服役」部門を急速に膨脹させたことは、従来から指摘されている。都市の豊かな経済的・文化的環境を享受する奴僕や娼優・隸卒が捐納応募するという良賤間の越境も珍しいことではなく、明末の知識層の間には、そうした状況に対する肯定と批判との双方の意見が見られたのである。⁽⁶⁸⁾ しかし、こうした状況に対処する身分法制の整備が直ちに行われたわけではなく、模索の末に一応の到達点に達したのが、清代の中期であったといえる。

雍正帝の身分改革は、一面で明末以降の流動化の動きを受け、身分の世襲的固定化を排して、地方的被差別集団の解放や契買奴婢の公認といった上下への身分流動を承認するものであった。このような動向が、階層的流動性を高めるとともに、明末の放任的姿勢とは異なり、緻密な規定をもって身分を区分し、その上下秩序を厳格に維持してゆくとする積極的な政府の姿勢を示すものであったことに注目すべきである。⁽⁶⁹⁾ 身分的な流動性を承認しながら身分秩序を厳格に整序してゆこうとするこうした政府の方針は、地方社会における上昇競争が冒険考紛争として現れるきっかけを提供したといえる。流動性の波に乗り上昇しようとする人々がいる一方で、「区別流品」をたてにとり、官の力を借りてこれを抑えようとする人々がいる。現実の多様性と法との間で生ずるグレーゾーンが、彼らの闘争の場と

なる。こうした紛争を抑えるために、指考資格に関わる規定の細密化が進行していったのが、清代中期以降の状況であるといえる。このような過程を通じて、「賤性」に対する人々の感覚は、従来以上に鋭敏になっていったものと思像される。

ただし、このような「賤」の感覚の鋭敏化は、既存の社会的差別を維持強化する方向にのみ働いたのではない。「賤」の感覚は、奴婢や隷卒の具体的な服役労働を超えて、自立性のない、他人に媚びへつらうような精神的態度一般にも抽象化し得る。そして、そうした精神的態度という観点からみたとき、服役の上下秩序の底辺にいる賤民のみならず、上層部の官僚紳士をも含めたこの秩序全体のなかに、賤性の瀰漫を読み取ることも可能であろう。清末には、中国人の「奴性（奴隸根性）」を批判して、国民一人一人の自立的精神を喚起する言論が、広く知識人の心をとらえたが、そこで批判されているのは、「奴婢」「賤民」という一部の集団ではなく、中国の社会秩序全体のもつ「服役」的支配関係の連鎖としての性格である。「人を役するのでなければ人に役せられるのであって、人を役しませず人に役せられもしない者は、未だかつて存在しない」（張履祥）といった伝統的社会観に対するトータルな批判を、それは目指していたのである。しかしそこには、人間精神の従属的なありようを、「賤」「奴性」として賤しむ伝統的な感覚が生きている。梁啓超が「中国積弱溯源論」（一九〇〇年）⁽⁷⁾のなかで行っている「奴性」の描写——「ああ、奴隸という者は、既に自治の力なく、また独立の心なく、およそ飲食男女・衣服起居を挙げて命を主人に待たざるなし。（中略）依頼のほかに思想なく、服従のほかに性質なく、諂媚のほかに笑語なく、奔走のほかに事業なく、伺候のほかに精神なし」云々——は、清代の人々が持っていた「賤」の感覚を、対極的な政治的立場からとはいえ、雄弁に表現しているともいえるのである。

- 1 経君健『清代社会的賤民等級』浙江人民出版社、一九九三年、Anders Hansson, *Chinese Outcasts: Discrimination and Emancipation in Late Imperial China*, E.J.Brill, 1996. 特に、経君健の著書は、史料を博搜して清代の賤民身分の全体像を明らかにした大著である。本稿の特に第二節は、全般にわたり、経氏の著書に多くを負っている。そのほか、個別の被差別集団を扱った最近の書物として、以下のものを挙げておく。頼青寿『九姓漁戸』福建人民出版社、一九九九年、黄淑婷・龔佩華『広東世僕制研究』広東高等教育出版社、二〇〇一年、項陽『山西楽戸研究』文物出版社、二〇〇一年、喬健・劉貫文・李天生『楽戸 田野調査与歴史追跡』唐山出版社、二〇〇一年。
- 2 西嶋定生『良賤制の性格と系譜』（一九七〇年）同『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、一九八三年、所収、一五四頁。
- 3 堀敏一「身分制と中国古代社会」（一九八〇年）同『中国古代史の視点——私の中国史学（一）』汲古書院、一九九四年、所収、二二六頁。ただし、私の観点は、堀氏と同様、「民間あるいは在地の側」に近いものである。
- 4 『欽定学政全書』卷四十三、區別流品、九葉表。
- 5 同右、七葉表。
- 6 台北故宫博物院所蔵宮中檔、嘉慶五年二月十六日、江蘇巡撫岳起摺（箱・包番号不明五〇七一号）による。中国第一歴史檔案館所蔵軍機處録副奏摺、同年三月一日、岳起摺（三十四一—二一八〇—一一）も同内容である。
- 7 高橋芳郎「明末清初期、奴婢、雇工人身分の再編と特質」（一九八二年）同『宋—清身分法の研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇一年、第八章、及び同書付論「乾隆五三年条例の解釈をめぐって」参照。
- 8 この事件に関わる奏摺及び上諭は相当数にのぼるが、主なもののみを挙げておく。台北故宫博物院所蔵硃批奏摺のなかには、嘉慶七年四月十六日山東学政劉鳳詒摺（第二七一二箱、六〇包、七八七五号）、同七年七月十二日礼科給事中汪鏞摺（同八四九七号）、同七月十六日都察院左都御史普福等摺（同八五二六号）、同七月十六日寄信上諭（同八六三三号）、同七月十八日太子太

傳大文学士管理刑部事務董誥摺（同八五四三号）、同七月十八日寄信上諭（同八六二二号）、同七月二十二日山東学政劉鳳誥摺（同八五六〇号）、同七月二十六日寄信上諭（同八六二二号）、同七月二十八日山東巡撫祖之望等摺（同八五九八号）、同七年八月二日寄信上諭（同八八五八号）、同八月二十二日山東巡撫祖之望等摺（同箱、六一包、八七八八号）、などが含まれている。そのほか、中国第一歴史檔案館所蔵軍機処録副奏摺、嘉慶八年四月二日九門提督祿康等摺（三十四一—二八四—三一）も、この事件のその後に関わるものである。

9 中国第一歴史檔案館所蔵軍機処録副奏摺、嘉慶九年十一月十六日左都御史英善等摺（三十四一—二八八—一九）。

10 前掲注（8）七年四月十六日劉鳳誥摺。

11 前掲注（8）七年七月十八日普福摺所引。

12 同右摺。

13 前掲注（8）七年七月二十二日劉鳳誥摺。

14 前掲注（8）八年四月二日祿康等摺。

15 中国第一歴史檔案館所蔵軍機処録副奏摺、嘉慶八年九月二十七日湖南巡撫高杞等摺（三十四一—二八五—二七）。

16 清代の捐考資格を規定したものととしてしばしば引かれる嘉慶『大清会典』卷十一の記述は、「その良賤を区わつ」という本文のあとに注して、「四民を良となす。奴僕及び娼優隸卒を賤となす」とあり、楽戸などの被差別集団、各種衙役、放出奴僕などの捐考の可否を列挙してあるが、これは『学政全書』などに収められた多数の規定をごく簡略にまとめたものである。

17 中国第一歴史檔案館所蔵硃批奏摺、文教類、乾隆三十六年五月二日劉摺。

18 前掲注（1）経君健著書、二三五頁。

19 道光二十一年『欽定礼部则例』卷六十、儀制清吏司、童試事例、九葉表。

20 『続増刑案匯覽』卷三、四葉表。花鼓戲に関しては、大木康『馮夢龍「山歌」の研究——中国明代の通俗歌謡』勁草書房、

清代における「賤」の觀念

二〇〇三、第四章、参照。

- 21 東京大学東洋文化研究所蔵『四季条例』道光七年「道光四年江蘇青浦県武生顧翔控監生張鴻基違例報捐一案」。
- 22 佐伯富「明清時代の民壯について」(一九五七年)東洋史研究会編『雍正時代の研究』同朋舎出版、一九八六年、五三〜六三頁。
- 23 庫子・斗級については、伍躍「明清時代の徭役制度と地方行政」大阪経済法科大学出版部、二〇〇〇年、第三章、参照。
- 24 前掲注(7)高橋芳郎論文参照。また、同条例の制定経過については、拙稿「雍正帝の身分政策と国家体制」中国史学会編『中国の歴史世界——統合のシステムと多元的發展——』東京都立大学出版会、二〇〇二年、二八〇〜二八二頁参照。
- 25 雍正『大清律集解附例』卷二十、刑律、鬪毆、奴婢毆家長、欽定例。訳文は高橋前掲論文によった。
- 26 前掲注(1)経君健著書、一八七〜一八九頁。
- 27 段光清『鏡湖白撰年譜』中華書局、一九六〇年、一四〜一五頁、道光二十六年十二月の記事。
- 28 臨時台湾旧慣調査会『清国行政法』(一九〇五〜一五年)汲古書院影印本、一九七二、第二卷、一〇四〜一〇頁。なお、ここに挙げた丐頭以下の賤民のうち、剃頭的を除く四項については、いずれも後述のピエール・ホアンの著書に依拠したものである。
- 29 前掲注(1)経君健書、二三四頁及び四二〜四四頁。
- 30 『唐明律合編』卷二十二、良賤相毆按語及び卷二十六、良賤相姦按語。法律出版社本、一九九九、五九六頁、七二五頁。高橋芳郎は、このような薛允升の批判は、奴婢と雇工人の身分編成原理の相違に対する彼の無理解に基づくものであると指摘している(前掲注(7)高橋書、二八八頁)。こうした「原理の相違」に対しては、一五〜二六頁に未熟ながら私見を述べた。
- 31 雇工人の地位については、『刑案匯覽』卷三十九、二十葉裏、道光十三年通行、及び『続増刑案匯覽』卷十四、九葉裏、道光九年案、なども参照。

32 関連の文献は多岐にわたるが、ここでは日本の例として、脇田晴子『日本中世被差別民の研究』岩波書店、二〇〇二年、ヨ一

ロッパの例として、中村賢二郎「前近代ドイツにおける『楽師』について」『都立大学人文学報』四七号、一九七九年、を挙げ
ておく。

33 木山英雄「浙東『墮民』考」『社会史研究』四、一九八四年、九三〜九四頁。

34 前掲注(一) 喬健等書、九五頁。

35 中村治兵衛「清代都市のかごかき人夫の闘争——喪葬礼と扛夫・吹手をめぐって——」『アジア史研究(中央大学)』一号、
一九七七年。

36 Pierre Hoang, *Manges sur l'Administration, Shanghai: la Mission Catholique, 1902*, pp.123, 132-135. ホアンが挙げた
ものと類似した内容の碑刻は、江蘇省博物館編『江蘇省明清以来碑刻資料選集』生活・読書・新知三聯書店、一九五九年、上
海博物館図書資料室編『上海碑刻資料選輯』上海人民出版社、一九八〇年、などにも収録されている。

37 中国第一歴史檔案館編『雍正起居注冊』中華書局、一九九三年、第二冊、一二三三頁、雍正五年四月二十三日上諭。徽州の
世僕の服役はむろん婚喪時に限られたものではないが、婚喪に関わるものが多くの比重を占め、詳細な規定が設けられてい
る場合もあった。葉顯恩『明清徽州農村社会与佃僕制』安徽人民出版社、一九八三年、三〇三頁以下の調査報告及び「葆和堂需
役給工食定例」を参照。

38 前掲注(36)『江蘇省明清以来碑刻資料選集』二七六頁。また、田仲一成「清代蘇州織造と江南俳優ギルド」『東方学』三三
号、一九六八年、参照。

39 風調雨順とは四天王(四大金剛)をさす。宗力・劉群『中国民間諸神』河北人民出版社、一九八七年、八八三〜八八四頁。

40 張履祥『楊園先生全集』卷四十七。子孫の職業選択に関するこのような訓示は、宗譜などに収録される家規家訓の類にもし
ばしば見られるものであるが、どこまでを許容範囲とするかという点については必ずしも一致するものではない。費成康編
『中国的家法族規』上海社会科学院出版社、一九九八年、五二〜五四頁。

- 41 「崇本抑末」の職業観のよって来る所以も、そこに求めることができよう。拙著『清代中国の物価と経済変動』研文出版、一九九七年、四六五～四七六頁、参照。
- 42 Hoang, op. cit., p.123.
- 43 馮夢龍編著『古今小説』所収「金玉奴棒打薄情郎」。上海古籍出版社、一九九二年、二六三頁。
- 44 李漁『連城壁』所収「乞兒行好事、皇帝做媒人」。上海古籍出版社、一九九二年、二六頁。
- 45 明清時代の徭役は、戦後日本の明清史研究の最大の焦点の一つをなすものであり、関連の研究を網羅的に挙げることは不可能である。里甲制から一条鞭法に至る時期に関する研究動向整理としては、谷口規矩雄「日本における明代徭役制度の研究」（一九九三年）同『明代徭役制度史研究』同朋舎、一九九八年、所収、がある。均田均役以後の時期を主に扱った研究書として、川勝守『中国封建国家の支配構造』東京大学出版会、一九八〇年、濱島敦俊『明代江南農村社会の研究』東京大学出版会、一九八二年、を挙げておく。檔案史料を用いた近年の作として、佐藤前掲注(23)著がある。岩井茂樹「徭役と財政のあいだ」(一)～(四)『経済経営論叢』(京都産業大学)『二八巻四号』(一九九四)、一九九四、は財政構造という観点から徭役制度についてスケールの大きな見直しを行った研究である。清代の郷村職役については、ことごとく Hsiao Kung-chuan, *Rural China: Imperial Control in the Nineteenth Century*, University of Washington Press, 1960, や佐伯富「清代の里書」(一九六三年)、『清代の郷約・地保について』(一九六四年) (ともに同『中国史研究』第二、東洋史研究会、一九七一年、所収) があり、中国全体を広範に扱っているほか、近年では、地方檔案を用いて各地方の実態を詳細に検討する研究が進んでいる。主なものを以下に若干挙げておく。Philip C.C.Huang, *The Peasant Economy and Social Change in North China*, Stanford University Press, 1985, 山本英史「清代の郷村組織と地方文献」『東洋史研究』五八巻三号、一九九九年、高島航「呉県・太湖庁の経造」夫馬進編『中国明清地方檔案の研究』科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇〇年、岩井茂樹「武進県の田土推収と城郷関係」森時彦編『中国近代の都市と農村』京都大学人文科学研究所、二〇〇一年。衙役に関しては、Ch'u T'ung-tsu, *Local*

- Government in China under the Ch'ing*, Harvard University Press, 1962, のほか、近年では巴県檔案を使用した Brady W. Reed, *Talons and Teeth: Country Clerks and Runners in the Qing Dynasty*, Stanford University Press, 2000, が有名。
- 46 『明太祖実録』卷百十一。明代前期において官員を出した戸が実際には役を負担していたことについては、濱島敦俊「『民望』から『郷紳』へ」『大阪大学大学院文学研究科紀要』四二号、二〇〇一年、三〇〇～四〇〇頁が指摘している。
- 47 侯方域「重学校」賀長齡編『皇朝經世文編』卷五十七、礼政、所収。
- 48 呉宏『紙上経綸』卷二、「請禁士風汚賤」。
- 49 小山正明「明代の糧長について」(一九六九年)同『明清社会経済史研究』東京大学出版会、一九九二年、二二二～二三四頁。前掲注(45)川勝書、七八～九一頁。
- 50 沈家本『歷代刑法考』分攷十三、同『沈寄移先生遺書』文海出版社、一九六四年、上、一五四頁。前掲注(1)経君健書、一二七頁。
- 51 尾藤正英『江戸時代とは何か』岩波書店、一九九二年、二〇頁。
- 52 嘉慶『大清会典』卷二十五、各中以禁令、における「冒籍頂替、倩代匿喪、假捏姓名、身遭刑犯、及び出身不正」なる者の童試受験禁止規定を参照。康熙『大清会典』卷五十一、順治九年題准にも童生入学の条件として「身家無刑喪替冒各項違礙」とある。なお、乾隆『大清会典則例』卷七十、乾隆五年奏准によれば、かつて犯罪を犯し資格を剥奪された生員であっても、罪が杖一百以内で改過自新せる者は再び童試を受けることができた。
- 53 西嶋定生「中国古代奴婢制の再考察」(一九六三年)同前掲注(2)書、一四〇頁。
- 54 尾形勇「良賤制の展開とその性格」『岩波講座世界歴史5』岩波書店、一九七〇年、三六三頁。
- 55 雞姦に関する清代の法律については、Matthew H. Sommer, *Sex, Law and Society in Late Imperial China*, Stanford University Press, 2000, Chap.4を参照。このドクメンターが「雞姦は、二つの役割(犯す側と犯される側)を一つのヒエラルキー

清代における「賤」の観念

のもとにおき、犯された側は男性性の逆転ないし低減ともいえる損失を被るのに対し、犯した側の役割は完全に男性的なものである。そうした損失を被ることはない」と述べ、女性相互の同性愛にはそうしたヒエラルキーが関わってこないので、法的関心の対象とならなかった、と指摘している (p.156) のは、非常に興味深い見解というべきである。

56 中州書画社、一九八〇年。時代設定は明代中期となっているが、紳衿や兵丁の賭博場経営に対する厳しい官の取り締まりなど、清代雍正年間(1723-1735)の河南統治時代を彷彿させる部分がある。

57 中川忠英『清俗紀聞』巻之五、閩学、に、教師が学生に与える罰として「戒方または竹片をもって打手心」(てのはらをうつ)、またおもく懲すには打屁股(いしきをうつ)するなり(平凡社東洋文庫、一九六六年、2、四九頁、括弧内は原注)とあるが、このようなものであろう。

58 Hoang, *op.cit.*, p.121.

59 森田明「明末清代の棚民について」『人文研究(大阪市立大学)』二八巻九分冊、一九七七年、安野省三「棚民と学校・科挙」『青山史学』一六号、一九九八年、など。ただし、前掲注(1)ハンソン書では、棚民を賤民とする説を否定している(五二〜五三頁)。

60 前掲注(59)安野論文、及び Leong Sow-theng, *Migration and Ethnicity in Chinese History*, Stanford University Press, 1997, Chap.7.

61 安野省三「棚民を詠んだ三つの詩篇」『国学院大学紀要』三七巻、一九九九年、は、詩に詠まれた棚民のイメージを取り扱ったものである。

62 徽州の世僕については、前掲注(37)葉顕恩書を、徽州における棚民問題については、渋谷裕子「清代徽州休寧県における棚民像」山本英史編『伝統中国の地域像』慶応義塾大学出版会、二〇〇〇年、を参照。広東デルタの世僕については、前掲注(1)黄淑婷等書を、同地域における客家問題については、片山剛「清代中期の広府人社会と客家人の移住」山本英史編前掲書、

所収、を参照。

63 可児弘明は、蟹戸賤視の根底については未だ明確に返答できない、としながら、以下の五つの項目を挙げている。(1) 国家権力あるいは社会秩序にたいする背反者としての蟹戸、(2) 漢人の夏夷思想、(3) 蟹戸の娼優業、(4) 農業だけを生産の中心とみる漢人の農本主義的思想、(5) 蟹戸の非定着的な生産と生活形態。可児「良賤制度下の蟹戸について」西順蔵等編『アジアの差別問題』明石書店、一九八六年、二一七頁。

64 朱国植『湧幢小品』卷二十五、庚申相同。

65 李漁『連城壁』「譚楚玉戲里伝情 劉藐姑曲終死節」。上海古籍出版社、一九九二年、一七頁。

66 張履祥『楊園先生全集』卷十八、役説。この文章は『孟子』離婁篇の「天下有道、小徳役人徳、小賢役人賢、天下無道、小徳大、弱役強。斯二者天也、順天者存、逆天者亡」という句を踏まえている。『荀子』脩身篇の「君子役物、小人役於物」の句にも見えるように、「役」の字は社会の上下秩序の理念に深く結びついていた。

67 むろん、そのような「賤性」は「個人」的な属性に止まるものではなく、人格の連続性を通じて子孫へも及ぶものと観念される。それは一見「世襲的身分」とも見えようが、受け継がれるべき家業の観念と結びついたものではない。解放され、或いは改業して汚賤を洗い流し、数代後に「清白」の身となることは、推奨されるべきことなのである。

68 梁其姿「『貧窮』与『窮人』観念在中国俗世社会中的歴史演変」黄応貴主編『人観、意義与社会』中央研究院民族学研究所、一九九三年。また拙稿「明清時代の身分感覚」森正夫等編『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年、でも明末清初の身分問題を素描した。

69 前掲注(24) 拙稿参照。

70 金城正篤「清末の『奴隸』・『奴隸根性』論」『琉球大学法学部紀要・史学地理学』三〇号、一九八七年。

71 『飲冰室文集』第一冊。